

令和4年度
部（局）方針書・室方針書
課方針書 最終レビュー

大 泉 町

■ 目 次 ■

○総務部	1
○企画部	8
○財務部	17
○健康福祉部	26
○住民経済部	33
○都市建設部	42
○会計課	54
○教育部	55
○議会事務局	65
○監査委員事務局	66
○農業委員会事務局	67

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
総務部	竹内 寿治
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 大泉町の行政課題を踏まえた町長の政策ビジョンを実現するため、住民ニーズを的確に把握する公聴機能と町から分かりやすく即時性等を備えた情報の発信を行う必要がある。</p> <p>② 正副町長からの指示事項について遅滞なく関係部署に繋ぐとともに、所管部署が対応する課題等を把握し、町全体の状況やその変化について正副町長と各部署間の情報共有を図る必要がある。</p> <p>③ 本町を取り巻く急激な環境の変化や多様化する住民ニーズや行政課題に柔軟に対応できる人材を育成しなければならない。また、住民サービスの質の向上を図りながら職員の仕事と家庭生活の両立に向けて取り組む必要がある。併せて定年延長制度の導入に向け準備を進めていかなければならない。</p> <p>④ 町民の生命と財産を守る根幹となる防犯・交通・防災・消防事業については、それぞれの関係機関、地域の自治会等との相互連携を図り取り組む必要がある。特に防災対策については、地域防災力の向上に取り組み、大泉町国土強靱化地域計画に沿った事業の進捗を管理していくと共に、災害発生時の受援体制を整備する必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 長公室の機能を発揮するため、あらゆる機会を生かし町民や団体・企業等との意見交換の場を設け、住民ニーズを把握する。行政から旬な情報を旬なうちに正確に分かりやすく、様々な媒体を介して発信する。</p> <p>② 正副町長には様々な情報が随時集中し、併せて指示事項が関係部署に発信されることから、秘書内での意思疎通を図り情報を正確に共有し、関係部署等と調整を的確に行う。</p> <p>③ 常に留まることなく職員の意識改革・資質の向上を図るため、研修の機会を設定するとともに人事評価制度を活用し人材育成に取り組んでいく。</p> <p>④ 災害発生時を見据え、避難所での備品等の整備に取り組んでいる。令和4年度は特に災害発生時の受援についてその体制整備をまとめた受援計画を策定し、避難所の設置訓練も実施しながら受援体制を構築する。 また、総合防災マップを改訂するとともに、移動可能なトイレトレーラーを導入し、同様な取り組みを行う自治体との相互支援体制を構築し、災害時のトイレ対策の充実を図る。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 町の施策に対して保育園、認定こども園、幼稚園関係者からの意見聴取や、在東京ブラジル総領事、企業関係者や団体など幅広く要望事項や意見交換を行い関係部署にフィードバックするとともに、情報発信の新たなツールとしてLINEの運用を開始し、情報発信媒体の拡大に取り組んだ。</p> <p>② 正副町長からの指示や確認事項についての各部署へのつなぎや、各部署からの進捗状況等、情報等の相互共有を円滑に行うことができた。重要案件等は下半期も遅滞なく共有しなければならない。</p> <p>③ 人材育成に関しては、入職後1年を経過した職員のフォローアップ、職場環境の改善、自己啓発型eラーニング、群馬県市町村職員合同研修や新任課長・係長研修など多角的に研修メニューを設定し資質の向上に取り組んだ。</p> <p>④ 受援計画の策定、総合防災マップの改訂については予定通り進捗しているものの、避難所の開設訓練については実施に至っていない。自主防災活動がコロナウイルス感染症により停滞している中、新たな総合防災マップはその解説動画を公開し、周知啓発に努めている。災害用トイレトレーラーの導入についても10月からクラウドファンディングを実施していく。</p>	
<p>4. 最終レビュー</p> <p>① 保育園の民営化に向けた保護者等の皆さんからの意見聴取に加え、本町に関係する警察署・自衛隊等の機関、駐日ネパール大使、他自治体首長、企業情報交換会での企業等などあらゆる場・機会で見・情報交換を行った。また、LINEを始めとする各種情報発信ツールの特性に合わせ、正確に即時性を生かした情報発信を行ったが、今後情報発信ツールの集約化も検討する必要がある。</p> <p>② 正副町長の指示事項等については、関係部局等と速やかに情報の共有を行い対応していたが、指示を受けた部署からの中間報告、事案のクローズについても確認する必要がある。</p> <p>③ 職員の経験年数や職責等に求められる研修プログラムによる研修と、自己啓発型研修メニューとしてeラーニング研修を実施することで、職員の資質の向上を図ると共に、職員の動機付けや意識改革に取り組んだ。また職場環境の改善・充実のため管理職研修、メンタルヘルス研修を行った。</p>	

④ 受援計画は予定通り策定を終え、総合防災マップの改訂については自主防災組織を活用した説明等の機会が無かったことから解説動画を公開し、周知啓発を行った。また、災害用トイレトレーラーはクラウドファンディング等により支援の目標金額を大きく上回ったことから、起債の借り入れを止め本町の単独事業とした。

5. 所管する施策

	施策名
Ⅲ1	効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ5	情報共有化の推進
V4	防災対策の充実
V5	地域安全の充実

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
長公室	田部井 久幸

1. 現状と課題

- ① 効果的な施策を実施するため、あらゆる機会を通じて町民や企業等と意見交換を行い、住民ニーズなどを把握し、緊急性の高いものから対応を検討する必要がある。
- ② 正副町長からの指示事項に迅速・確実に対応するため、遺漏無く関係部課局に伝え、スピード感を持って調整する必要がある。
- ③ 町のホームページ、SNS、テレビデータ放送、FM放送番組を用いた情報発信については、各々の特性を生かしながら、発信内容の整合性を保つ必要がある。

2. 取組方針

- ① ご意見、要望などを寄せていただいた時は、関係部課局と連携して現場を確認する。検討結果を関係者に返答する場合は、分かり易い言葉で丁寧に説明する。
- ② 室内の情報共有を徹底し、関係部課局との調整を円滑にする。関係部課局の方向性や対応の進捗状況など、途中経過についても正副町長に報告する。
- ③ より多くの人に情報をお届けできるように、情報発信のツールの選択、タイミングを関係部課局と綿密に協議し、正確に情報発信する。

3. 中間レビュー

- ① 保育園、認定こども園、幼稚園関係者との意見交換や、在東京ブラジル総領事との意見交換などを実施し様々な視点から意見を聞くことができた。また、企業等の要望や相談に対しては、ニーズに合った相手へのマッチングや連携可能な関係部署へつなぐことができた。下半期も引き続き1件ごと丁寧に対応に努める。
- ② 朝礼やデータの一元管理等により、長公室内で指示事項を共有し、関係部署と連携して調整を図った。対応が遅れることのないよう途中経過も確認しながら、下半期も遺漏なく情報共有を行っていく必要がある。
- ③ 情報媒体の特性を生かした情報発信に努める中で、7月からはLINEによる情報発信を開始し、即時性を重視しながら視覚的に情報を伝達する工夫を行った。その一方で、広報紙で掲載誤りが生じてしまったため、令和4年度下半期では、改めて信頼される広報紙を目指し、編集業務に取り組む。

4. 最終レビュー

- ① 警察署長、自衛隊、駐日ネパール大使などから、ご意見などをいただき、関係部課局につなげた。また、189社の参加をいただき約3年ぶりの企業情報交換会を開催し、意見交換、企業同士のマッチングができた。今後も様々な方からご意見等をお聞かせ頂く必要がある。
- ② 正副町長の指示事項については、関係部課局と迅速に情報共有し対応できた。日程設定については、更に細心の注意を払わなければならない。
- ③ 大泉町の情報がより多くの人に届くよう、各種情報発信ツールの特性を生かした情報発信を行った。特にLINEなどのプッシュ型ツールは、ブロック対策のため、頻度を考慮して送信を行った。引き続き、誤りのない正確な情報発信を堅持する必要がある。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ5 情報共有化の推進	広聴事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
総務課	中村 真
1. 現状と課題	
<p>① ますます多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展などの様々な課題に柔軟に対応できる職員を育成するとともに、全ての職員が仕事と家事・育児・介護・看護・疾病の治療等の家庭生活との両立が図れる職場環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>② 地方公務員法の改正に伴う「定年延長制度」の導入に向けた準備を進める必要がある。</p> <p>③ 給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向を見ながら、適切な対応を図る必要がある。</p> <p>④ 情報公開制度を適切に運用するため、行政文書を適正に管理するとともに、個人情報データを適正に管理する必要がある。また、改正個人情報保護法の施行に向けた例規整備等を計画的に行う必要がある。</p> <p>⑤ 町行政の円滑な運営と効率的な行政事務の執行を図るため、地域自治組織と円滑な連携を図る必要がある。</p> <p>⑥ 参議院議員通常選挙を万全に執行するとともに、群馬県議会議員選挙に向けて遺漏のないよう準備を行う必要がある。また、投票率の向上を図るため、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 職員の意識改革や資質の向上を図るため、研修の実施や各種研修への参加を促すとともに人事評価制度を活用して人材育成を図る。また、職員が活躍できる職場づくりのため、職員の状況に応じた柔軟な働き方の実現に取り組む。</p> <p>② 定年延長制度については、国、県及び他市町村の動向を見ながら、例規整備、職員への周知や職員組合との協議を行う。</p> <p>③ 国、県及び他市町村の動向を見ながら、給与の適正化を図る。</p> <p>④ 行政文書の適正な管理が行われるよう、文書管理研修や検査を実施するとともに各課へ助言を行う。個人情報については、適正な管理が行われるよう、関係例規に基づく管理について各課へ助言を行うとともに、令和5年度に施行が予定されている改正個人情報保護法に対応するため、例規整備や職員への周知を行う。</p> <p>⑤ 地域自治組織と円滑な連携を図るため、自治会長会議などを通じて自治組織の長との情報交換を行う。</p> <p>⑥ 参議院議員通常選挙を万全の準備で管理執行するとともに、群馬県議会議員選挙に向けて遺漏のないよう準備を行う。また、投票率の向上を図るため、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 新入職員研修や令和3年度に採用した職員のフォローアップ研修、職場環境の改善に向けた職員研修を実施するとともに自己啓発型の研修としてeラーニング研修を実施した。また、群馬県市町村職員合同研修や新任の課長職、係長職研修へ職員を派遣した。職員の状況に応じた柔軟な働き方の実現に向けて在宅勤務(テレワーク)や時差出勤を行える職場環境を整えた。下半期も研修計画に基づき研修の実施や外部研修へ職員の派遣を行うとともに、引き続き職員の状況に応じた柔軟な働き方の実現に取り組む。</p> <p>② 定年延長制度については、国、県及び他市町村の情報を収集するとともに、職員への周知や組合との協議を行い関係例規の整備準備を行った。令和4年12月定例会に関係する条例を上程する予定である。</p> <p>③ 給与の適正化を図るため、人事院勧告、国、県及び近隣市町村の動向を注視している。</p> <p>④ 行政文書については、適正な管理が行われるよう、行政文書の書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ指導助言を行った。また、個人情報についても適正な管理のため、個人情報保護条例等に基づく管理について各課へ指導助言を行っている。 さらに、改正個人情報保護法に対応するため、国、県などの情報を収集し、関係例規の整備準備を行った。令和4年12月定例会に関係する条例を上程する予定である。</p> <p>⑤ 自治会連絡協議会などを通じて自治組織の長との情報交換を行うとともに、必要に応じてメール等で情報伝達を行った。下半期は、円滑な自治組織の運営や自治会活動の充実を図るため、研修を行う予定である。</p>	

⑥ 参議院議員通常選挙については、新型コロナウイルス感染症対応のため期日前投票所の増設を行うとともに選挙人の利便性向上のため移動支援を行うなど適正に執行できたが、投票率については、過去最低であった。
選挙啓発については、小中学生などを対象に選挙啓発ポスターコンクールを実施した。
令和5年4月に任期満了となる群馬県議会議員選挙に向け、情報の収集に努めるとともに、選挙制度の周知や選挙啓発活動を行うなど万全の準備を行う。

4. 最終レビュー

- ① 職員の意識改革や資質の向上を図るため、職場環境の改善に向けた管理職研修やストレスへの対処法を意識したセルフケア研修、新入職員研修や採用から1年目、2年目の職員へフォローアップ研修などを実施するとともに、自己啓発型の研修としてeラーニングを実施した。また、群馬県市町村合同研修や新任の課長職、係長職研修などへ職員を派遣し、職員の意識改革や資質の向上を図った。
- ② 定年延長制度については、国、県及び他市町村の情報を収集し、職員への周知や組合との協議を経て関係例規の整備を行った。なお、関係条例については、12月議会で可決された後に公布した。
また、令和5年度中に60歳を迎える職員に対して、定年延長制度に関する情報の提供・意思確認を行った。
- ③ 人事院勧告、国、県及び近隣市町村の動向を踏まえて、給与の適正化を図った。
- ④ 行政文書については、適正な管理が行われるよう、行政文書の書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ指導助言、行政文書取扱状況の調査を行った。また、個人情報については、適正な管理のため、個人情報保護条例等に基づく管理について各課へ指導助言を行うとともに、改正個人情報保護法に対応するため、国、県などの情報を収集し、関係例規の整備を行った。なお、関係条例については、12月議会で可決された後に公布した。
- ⑤ 自治会連絡協議会などを通じて自治組織の長との情報交換を行うとともに、必要に応じてメール等で情報伝達を行った。また、円滑な自治組織の運営や自治会活動の充実を図るため、『今、求められる自治会・町内会の運営と活動』をテーマとして研修を行った。
- ⑥ 参議院議員通常選挙については、新型コロナウイルス感染症対応のため期日前投票所の増設を行うとともに選挙人の利便性向上のため移動支援を行うなど適正に執行できたが、投票率については、過去最低であった。
なお、令和5年4月9日に執行が予定されている群馬県議会議員選挙に向け、情報の収集に努めるとともに、選挙制度の周知や選挙啓発活動を行うなど万全の準備を行った。
また、選挙啓発のため、小中学生などを対象にしたポスターコンクールを実施するとともに、大泉高校及び西邑楽高校において選挙出前講座を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	職員研修事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
安全安心課	横倉 成才
1. 現状と課題	
<p>① 防犯対策事業については、犯罪認知件数が令和3年から増加に転じ、人口千人当たりの犯罪発生件数も依然高い水準であるため、効果的かつ継続的な対策を講じる必要がある。また、地域における自主防犯パトロールへの支援を継続して行い、地域の防犯活動を推進させていく必要がある。</p> <p>② 交通安全対策事業については、交通事故発生件数の減少と交通事故による死者0を目指し、交通安全思想の普及や交通安全施設の整備に取り組んでいるが、今後もさらに交通事故の減少に向けた対策を講じる必要がある。</p> <p>③ 防災対策事業については、自主防災組織への支援等を実施し地域防災力の向上に取り組む必要がある。また、災害に強いまちづくりを推進するため策定した大泉町国土強靱化地域計画の目標管理及び進捗管理を行う必要がある。さらに、災害発生時の受援体制の整備として大泉町受援計画の策定及び大泉町総合防災マップの改訂に加え、避難所におけるトイレの課題についても対応を図る必要がある。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、災害時における迅速な対応と火災発生件数の減少に取り組んでいる。また、非常備消防については、消防団員が定数に満たない状況であり、団員確保に向け取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 防犯対策事業については、警察等の関係機関と連携し、防犯講座や街頭での防犯啓発活動など感染防止対策を十分に取りながら実施し、防犯思想の普及に取り組む。また、防犯カメラ及び防犯灯を設置するとともに、自主防犯パトロール等の支援により、地域とともに更なる犯罪抑止を図る。</p> <p>② 交通安全対策事業については、各種交通安全教室や交通指導員による街頭指導など感染防止対策を十分に取りながら、交通安全思想の普及に取り組む。また、関係機関の意見等を伺いながら道路の安全、交通事故の防止のため交通安全施設を効果的に設置するとともに適正な管理を行う。</p> <p>③ 防災対策事業については、関係機関と連携強化を図り、防災士の育成や自主防災組織への支援を実施する。また、大泉町国土強靱化地域計画の中で施策分野ごとに設定した重要業績指標を元に、適切な目標管理及び進捗管理を行う。さらに、災害発生時に他の団体からの人的・物的支援等の受入体制整備を図るため大泉町受援計画の策定、新たな警戒レベル等を踏まえた大泉町総合防災マップの改訂を行う。加えて、移動可能なトイレトレーラーを導入し、衛生面などの改善や同様の取り組みを行う全国の自治体と相互支援体制を構築することで、災害時のトイレ対策の充実を図る。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急業務の迅速な対応を図る。非常備消防については、事業の根幹となる消防団員を確保し、車両の更新や資機材の整備を進め、地域消防体制の強化を図るとともに、消防署と連携し、火災予防思想の普及啓発に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 防犯対策事業については、小中学校の1年生の保護者にチラシを配布し、安全・安心メールのPRを行い登録を推進するとともに、警察等の関係機関と連携し、防犯講座や高齢者を対象とした特殊詐欺の啓発等を行い、防犯思想の普及に取り組んでいる。また防犯灯の設置を行うとともに、地域の自主防犯パトロール等の防犯活動、家庭用防犯カメラの設置を支援し、犯罪抑止に取り組んでいる。引き続き関係機関と連携し防犯思想の普及、地域の防犯活動を推進していく。</p> <p>② 交通安全対策事業については、警察等の関係機関と連携し、交通安全教室や街頭指導を実施するなど交通安全思想の普及に取り組んでいる。また、効果的にカーブミラーなどの交通安全施設を設置するとともに自動車運転免許を返納した高齢者を支援し、交通事故の減少に取り組んでいる。引き続き交通安全思想の普及に取り組むとともに、交通事故の減少に取り組んでいく。</p> <p>③ 防災対策事業については、防災士の育成や自主防災組織への支援を行っている。また、大泉町国土強靱化地域計画の重要業績指標を元に、適切な目標管理及び進捗管理を行っている。さらに、大泉町受援計画についても予定通り進捗しており、大泉町総合防災マップについては改訂とともに解説動画も大泉町ユーチューブアカウントにて公開している。災害用トイレトレーラーの導入についても、予定通り進捗している。引き続き自主防災組織への支援、計画の策定、災害時のトイレ対策を進めていく。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急の迅速な対応を図った。非常備消防については、消防団の小型ポンプ積載車の更新及び資機材の整備を行った。またポンプ操法大会は中止としたが、各分団ごとに中継送水訓練を実施している。引き続き消防救急の迅速な対応、団員確保に向けた取り組みを行っていく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 防犯対策事業については、チラシ配布等により安全・安心メールのPRを行い登録を推進し、また、警察等の関係機関と連携し、防犯講座などを実施し防犯思想の普及に取り組んだ。さらに、防犯カメラの更新や防犯灯の設置をすとともに、地域の自主防犯パトロール等の防犯活動や家庭用防犯カメラの設置を支援し、犯罪抑止に取り組んだ。
- ② 交通安全対策事業については、警察等の関係機関と連携し、交通安全教室や街頭指導を実施するなど交通安全思想の普及に取り組んだ。また、効果的にカーブミラーなどの交通安全施設を設置するとともに運転免許証を返納した高齢者を支援し、交通事故の減少に取り組んだ。引き続き交通安全思想の普及に取り組むとともに交通事故の減少に向けた対策を進めていく。
- ③ 防災対策事業については、防災士の育成や自主防災組織への支援を行い、また、大泉町国土強靱化地域計画についても適切な目標管理及び進捗管理を行った。さらに、大泉町受援計画を予定通り策定し、大泉町総合防災マップについては改訂とともに解説動画も公開した。導入した災害用トイレトレーについては、更なる相互支援体制の構築及び町民への周知を図っていく。引き続き自主防災組織への支援、計画の策定などを進めていく。
- ④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急の迅速な対応を図り、また資機材の整備を行った。非常備消防については、消防署と連携をし街頭広報を行うなどにより団員の確保及び火災予防思想の啓発に取り組んだ。また消防団の小型動力ポンプ付積載車の更新を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V4 防災対策の充実	非常備消防事業
	災害対策事業
	防災訓練事業
	自主防災組織事業
V5 地域安全の充実	防犯活動事業
	防犯カメラ設置及び管理事業
	交通安全活動推進事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画部	長谷川 久仁子
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、基本構想にニューノーマルの視点を加え、これに基づき策定した第二期実施計画の各施策を確実に推進する必要がある。併せて、「第二期大泉町総合戦略」についても、目標達成に向け推進する必要がある。</p> <p>② 行政改革については、令和4年度が「第7次大泉町行政改革大綱」のスタート年となる。毎年度、実施計画を策定し取り組みを進めていくが、近年は社会変化のスピードが速く、社会の変化やそれに伴う住民ニーズを適確にとらえた行政経営が求められており、目的達成のため、柔軟に取り組みを進める必要がある。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症発生後のニューノーマル時代において人々の生活や価値観は変化しており、地方創生の推進については、社会のニーズをとらえた手法等を調査研究しながら、本町の特色や強みを最大限活かした取り組みを進める必要がある。</p> <p>④ 新庁舎整備については、完成に向けて、計画的に事業を進める必要がある。令和4年度については、基本計画を策定するとともに、さらにそれに基づく設計につなげていく必要がある。</p> <p>⑤ 情報政策については、情報セキュリティの維持・向上と強靱化を図りながら、デジタル技術を効果的・効率的に活用し町民の利便性向上と業務改革を進める必要がある。また、国や社会の動向を注視する必要がある。</p> <p>⑥ 協働のまちづくりをさらに推進するため、住民活動団体等と連携・協力し、多くの人の参画機会の充実を図る必要がある。</p> <p>⑦ 人権については、インターネットや感染症に関連した新たな課題も発生しており、「あらゆる差別の撤廃を目指す人権擁護条例」の理念に基づき、全庁的に取り組む必要がある。また、男女共同参画の推進については、「第四次大泉町男女協働参画推進計画」の各施策に掲げた事業に取り組む中で、特に町民や地域における意識変容を図る必要がある。</p> <p>⑧ 秩序ある多文化共生推進のため、各国キーパーソン等と連携・協力を行いながら、外国人住民が正しい知識を得られるよう機会を捉えた情報提供を行うとともに、生活者として地域の活動等へ参加する機会を積極的に提供していく必要がある。また、町単独では解決できない課題については、県や外国人集住都市会議構成自治体等と連携を図る必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」第二期実施計画及び「第二期大泉町総合戦略」については、行政マネジメントシステムを効果的に活用し、各施策における事業の進捗管理を確実に行う。</p> <p>② 行政改革については、令和4年度からスタートする「第7次大泉町行政改革大綱」の初年次実施計画に基づき、目的の達成に向けて全庁的に取り組みを進める。</p> <p>③ 地方創生の推進については、社会の変化やニーズを注視しながら、各分野の関係部署と連携し総合的に取り組みを進めていく。</p> <p>④ 新庁舎整備については、町民・外部有識者・議会の意見等を聴取しながら、基本計画を策定する。また、基本計画決定後は、それに基づく基本設計に取り組んでいく。</p> <p>⑤ 情報政策については、情報セキュリティの維持・向上と強靱化を図るため災害等を想定した訓練や職員研修等を実施するとともに、町民の利便性向上や業務改革を図るためのデジタル技術の導入や拡充等を進める。</p> <p>⑥ 協働のまちづくりの推進については、住民活動団体等と連携・協力及び各種制度の活用により、様々な人が参画できる事業を実施する。</p> <p>⑦ 「あらゆる差別の撤廃を目指す人権擁護条例」の理念に基づき、人権に配慮したまちづくりを推進するため、講演会や周知など全庁的に取り組みを進める。また、男女共同参画の推進については、町民や地域における意識の変容が図れるよう、「第四次大泉町男女協働参画推進計画」の各施策に掲げた事業を関係部署と連携しながら取り組んでいく。</p> <p>⑧ 秩序ある多文化共生推進のため、各国キーパーソン等と連携・協力し、外国人住民へ様々な機会や媒体を活用した情報提供を行うとともに、地域における交流や活動の機会の提供や働きかけを積極的に行っていく。また、県や外国人集住都市会議構成自治体等と情報共有し、国への提言等課題解決に向けた取り組みを行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」第二期実施計画及び「第二期大泉町総合戦略」については、行政マネジメントシステムを活用し、各事業の進捗管理を行った。
- ② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、初年次実施計画に基づき、取組項目ごとにとりまとめ課を中心として取組を進め、推進本部会議においてその進捗状況を確認した。
- ③ 地方創生の推進としては、町の取組に関するPRや認知度向上のための効果的な手法について調査研究及び検討を行った。
- ④ 新庁舎整備については、町民アンケート及び外部検討委員会・議会特別委員会において意見等をいただきながら、庁内推進本部会議において基本計画の策定を進めた。また、次の段階となる設計に取り組むための準備を行った。
- ⑤ 情報政策については、職員のセキュリティ意識向上のための研修等を実施するとともに、町民や事業者の受付や内部事務のオンライン化等について検討を行った。
- ⑥ 協働のまちづくりの推進については、様々な機会を捉えて各種制度の周知を行うとともに、制度活用団体に対してはよりよい事業が行えるよう適切な支援やアドバイスを行った。
- ⑦ 人権政策については、講演会の開催などにより意識啓発を行った。また、男女共同参画の推進については、広報紙の特設コーナーによる意識啓発を継続するとともに、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく取組を推進するため関係部署との連携を図った。
- ⑧ 多文化共生については、各国のキーパーソンとの連携・協力をいながら、新たなキーパーソンの発掘に努めた。また、外国人集住都市会議については、令和4年度座長都市として、構成自治体との連携を図った。

4. 最終レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」第二期実施計画及び「第二期大泉町総合戦略」については、令和3年度の取組状況評価を全庁的に実施するとともに、各部署における令和4年度事業について四半期ごとの進捗管理及び改善を推奨するなど、各施策の推進に取り組んだ。
- ② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、令和4年度実施計画における取組項目の進捗状況を確認し、令和5年度の取り組みについて検討を行った。
- ③ 地方創生の推進としては、町の取組に関するPRや認知度向上のための効果的な手法について検討を行い、公式マスコットキャラクターやPR動画作成、ふるさと納税返礼品開発等にかかる補助事業を令和5年度から実施することとした。
- ④ 新庁舎整備については、町民、外部検討委員会・議会特別委員会から意見等をいただきながら、10月に基本計画を策定した。次の工程となる基本設計・実施設計については、委託事業者を決定し、令和5年度末までの完成に向けて検討を開始した。
- ⑤ 情報政策については、研修等により職員のセキュリティ意識の向上を図るとともに、内部事務のオンライン化推進のための実証実験や令和5年度から開始する行政手続のオンライン化の検討及び準備を行った。
- ⑥ 協働のまちづくりの推進については、各種制度の周知を行うとともに、住民活動団体に対して状況に応じて必要な支援やアドバイスを行った。
- ⑦ 人権政策については、講演会の開催などにより町民への意識啓発を行った。また、男女共同参画の推進については、広報紙の特設コーナーによる町民への理解及び意識啓発を継続するとともに、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、関係部署と連携し各種事業を実施した。
- ⑧ 多文化共生については、各国のキーパーソンとの連携・協力をいながら、新たなキーパーソン発掘に努めた。また、外国人集住都市会議については、令和4年度座長都市として会議の運営及び構成自治体との連携を図り、国等への働きかけを行った。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進
Ⅲ3 多文化共生の推進
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅲ5 情報共有化の推進
Ⅲ6 地域創生の推進

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画戦略課	久保田 輝己
1. 現状と課題	
<p>① ニューノーマル社会への対応を見据えて修正した「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」基本構想を踏まえて策定した「第二期実施計画(2022年度～2025年度)」の初年次を迎え、改めて施策の課題を捉えたうえで基本方針に基づく取り組みが推進されるよう、着実に進捗管理をする必要がある。また、あらゆる人が快適に過ごせる町を目指していくための計画である「第二期大泉町総合戦略」についても、「第二期実施計画(2022年度～2025年度)」との一体的な進捗管理が求められる。</p> <p>② 広域行政については、共通課題等を抱える自治体で組織する協議会等を効率的かつ効果的に活用しながら、相互連携の下で調査研究等を行う必要がある。特に、近隣市町が連携の下で実施する地域全体の活性化に向けた取り組みについては、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響への対応が求められる中で、社会情勢に適応した手法による事業展開を検討する必要がある。</p> <p>③ 本町のまちづくりの担い手となる人口を将来にわたって維持していくためには、他地域から本町への移住者の増加を図るとともに、本町での定住を促進することが重要であり、そのきっかけとして、町の魅力を広く知ってもらうためのPRを強化する必要がある。</p> <p>④ 新たにスタートした「第7次行政改革大綱」に基づき、社会状況の変化及び町民ニーズを的確に把握しつつ、実施計画に位置付ける取り組みを計画的に進める必要がある。</p> <p>⑤ 行政評価については、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の「実施計画(2019年度～2021年度)」の各施策の取り組みについて最終評価を行い、今後の効果的な施策展開について検討する必要がある。</p> <p>⑥ 町独自のマネジメントシステムである大泉町行政マネジメントシステムについては、これまでの運用を通じて継続的な改善を図りながら事業を進める意識が定着しており、今後もシステムの有効性を維持しつつ、より実務に沿ったシステムとしていけるよう、継続的な改善を加えていく必要がある。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、厳しい財政状況の中で将来にわたって施設の安全性を保持できるよう、計画的な維持管理を行っていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の「第二期実施計画(2022年度～2025年度)」の推進にあたり、各施策の取り組みの中で実施する事業について、行政マネジメントシステムを効果的に活用していく中で、「第二期大泉町総合戦略」に基づく事業についてもマネジメントシステムで一体的に捉えながら、目標達成に向けた適切な進捗管理を行う。</p> <p>② 広域行政については、共通する課題である利根川新橋の早期建設に向けて、利根川新橋建設促進期成同盟会の構成自治体と連携しながら、関係機関等への働きかけを行う。また、地域間交流として、両毛広域都市圏総合整備推進協議会を中心に圏域内全体の振興を図る取り組みを推進する中で、交流人口・関係人口の増加につながる事業を実施する。さらに、東毛地域への移住に向けた効果的なPR方法等について、近隣自治体と情報共有を行っていく。</p> <p>③ 特色を活かしたまちづくりに関する情報を広くPRするほか、県や近隣自治体と合同で実施する移住支援についての周知を図り、特に東京圏から本町への移住促進を図る。また、ふるさと納税制度を通じて町の認知度向上を図っていくため、町内事業者との連携による返礼品の新規開拓などに取り組むほか、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の活用の一環として、町の特色を生かした具体的な事業についてもPRしていく。</p> <p>④ 第7次行政改革大綱については、各所管課と連携し、目標達成に向けた適切な進捗管理を徹底していく。</p> <p>⑤ 施策評価における最終評価を実施し、現総合計画実施計画の3年間にわたる取り組みの成果や課題をまとめ、令和3年度に実施した事中評価との違いも確認しながら、効果的な施策の展開について検討していく。</p> <p>⑥ 行政マネジメントシステムの運用に際し、事務局及び内部監査員の研修機会を設けてスキルアップを図るとともに、システムに対する全職員の理解度向上を図るアプローチを継続的に実施していく。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、各施設の現状を把握したうえで、個別施設計画に基づく整備を着実に進行する。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」における新たな実施計画である「第二期実施計画(2022年度～2025年度)」については初年度であることから、広報及びホームページを活用して実施計画の内容を町民と共有した。各施策の取り組みの中で実施する事業については、行政マネジメントシステムを活用し、「第二期大泉町総合戦略」に基づく事業と合わせながら、第1四半期の実施状況を把握するとともに、改善を図りながら第2四半期の取り組みを推進した。
- ② 利根川新橋建設促進期成同盟会については、これまでと同様に国や県への要望活動等を継続していくことを決定し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら埼玉県を訪問して、直接要望書を提出した。また、両毛地域の住民を中心とする交流イベントとして、両毛広域都市圏総合整備推進協議会が主体となって開催してきたグルメシルラリーについては、スマートフォンを活用した非接触方式によるグルメスタンプラリーとしてリニューアルしたうえで開催している。さらに、邑楽郡内の自治体同士が地域全体で魅力を発信していくための情報共有を図ったほか、太田市、館林市を加えた近隣自治体が一体となり、太田・館林地域移住相談会の開催に向けた調整を行った。
- ③ 群馬県やふるさと回帰支援センターと連携しながら広く移住に関する情報発信や相談を行うほか、移住関連ポータルサイトへ情報を掲載する準備を行うなど、町外からの移住を促進するためのPRに加え、一定の要件を満たす移住者に支給する移住支援金については、子育て世帯へ加算する要件を追加し、充実を図った。また、ふるさと納税に関しては、町内事業者に向けて新規返礼品開発に関する投げ掛けを行うほか、新たに、知名度の高いポータルサイトである「楽天ふるさと納税」の活用を開始し、寄附者層の拡大も図った。さらに、独自の取り組みを対象としたクラウドファンディングや企業版ふるさと納税の募集を通して町のPRに努めた。
- ④ 「第7次行政改革大綱」の初年度としての実施計画を作成し、推進体制を確立した。また、令和4年度の取り組みについては年間スケジュールを作成し、各所管課と連携し進めている。引き続き下半期に向けて着実な進捗管理を行っていく。
- ⑤ 施策評価を実施し、第一期実施計画における3年間のKGIの達成状況の分析、事中評価以降の取り組みの成果や新たに発生した課題等を踏まえた振り返り、さらに町民満足度・意識調査の結果からの各施策の評価、これらの結果から今後の施策の取り組みの方向性を示した。
- ⑥ 行政マネジメントシステムを運用する事務局として外部研修に参加し、研修により得た知識を内部監査員養成講座や新任内部監査員の監査同行などで活用することにより、事務局、内部監査員、監査対象部署のシステムに対する理解度の向上を図った。また、マネジメントシステムマニュアルのポイントを押さえた資料を作成し全庁共有を図ることによりシステムの再確認の機会を作った。下半期においても、内部監査員に対するブラッシュアップ研修等によりスキルアップを図るとともに、監査部署に対しては引き続き継続的改善を促していく。
- ⑦ 公共施設マネジメントにおいては、施設整備調査を通じて各施設の劣化状況を把握するとともに、個別施設計画に基づく施設整備を実施している。

4. 最終レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の「第二期実施計画(2022年度～2025年度)」及び「第二期大泉町総合戦略」に基づく事業に対しては、行政マネジメントシステムを活用し、四半期ごとに実施状況と目標の達成度を確認するとともに、その都度手法や方向性の再検討を行うことにより、年度を通じた進捗管理を行った。
- ② 利根川新橋建設促進期成同盟会については、国や栃木・埼玉県への対面での要望活動に加え、例年報告という形で留めていた群馬県に対しても、活動の進捗状況を踏まえ要望活動に切り替えて行った。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会については、感染症の感染拡大に配慮しながらりょうもうグルメスタンプラリーを実施し、両毛エリアにおける経済の活性化を図った。また、太田・館林地域移住相談会において太田市・館林市・邑楽郡5町が一体的に移住促進に向けたPRを行ったほか、邑楽郡5町でアニメーションを活用したシティープロモーションに注力している先進地を視察し、魅力発信の手法について研究した。
- ③ 町外からの移住促進として、県やふるさと回帰支援センターとの連携のもと都内で開催された移住相談会に出展し、移住を検討している人に要件を緩和した移住支援金と合わせて本町をPRしたほか、県の移住関連ポータルサイトを通じて情報発信を行った。また、町の魅力発信の手段の一つとして取り組んでいるふるさと納税事業については、返礼品ラインナップの充実に向けて新たな返礼品の設定や既存返礼品の見直しを行う中、企業情報交換会を活用して町内事業者に対する返礼品募集の働きかけを行った。さらに、本町の情報を発信するポータルサイトとして新たに「楽天ふるさと納税」を導入することで、新たな寄附者層を獲得し、寄附件数の増加や町の認知度向上につなげることができた。また、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の募集を通じて町独自の事業をPRするとともに、受け入れた寄附金を事業に活用することで、官民連携のまちづくりを推進することができた。
- ④ 第7次行政改革大綱の進捗管理を行い、一部の取組項目では実施計画より前倒して取り組みを開始するなど、遅滞なく進めることができた。また、「マイナンバーカードの活用」を課題と捉え、2年次に向けて新たな取組項目として設定した。

- ⑤ 実施した施策評価を取りまとめた報告書を町ホームページにて公表した。外部評価については、評価者と評価対象事業所管課との連絡調整を行い、評価者が必要とする情報をスムーズに提供することにより適切な評価が実施されるよう努めた。評価結果については結果報告会を実施し、事業改善に対する職員の意識向上につなげた。
- ⑥ 上半期に内部監査を実施した監査員に対し、力量確認や意見聴取を行いブラッシュアップ研修を実施することで、監査員のスキルアップを図った。内部監査については予定どおり全ての部署に対し実施し、必要な部署には業務の改善を推奨するなど、行政マネジメントシステムによる業務の改善を図った。
- ⑦ 公共施設マネジメントにおいては、個別施設計画に基づき施設整備を実施した。また、施設包括管理等と各施設計画との関連付けについての調査を行い、今後の個別施設計画更新に向けての情報収集を進めた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	行政マネジメントシステム事業
	行政改革推進事業
Ⅲ6 地域創生の推進	地方創生推進事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
新庁舎建設室	内田 雅史

1. 現状と課題

- ① 新庁舎建設にあたっては、多方面からの様々な意見を踏まえ取り組む必要がある。
- ② 「新庁舎整備の基本的な考え方」に基づき、設計の前提となる条件を整理する必要がある。
- ③ 基本計画策定後は、速やかに次の工程に進めるよう、事前に調整が必要な事項を洗い出し、計画的に進める必要がある。

2. 取組方針

- ① 新庁舎整備に関する町民意向を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、有識者や議会から意見を聴取できる体制を整え、町民等の意見を反映しながら計画的に進めていく。
- ② 「新庁舎整備の基本的な考え方」を踏まえ、新庁舎に必要な具体的な機能や設備、配置や規模、建設のスケジュールなど、今後の設計や工事を進める上での根幹となる「庁舎建設基本計画」を策定する。
- ③ 基本計画に基づいて、主要構造、設備、階数、面積、各階平面図及び完成イメージ図等を示す基本設計を策定するにあたり、幅広い事業者の中から高い技術と豊富な経験等を有する事業者を選定するための準備を進める。

3. 中間レビュー

- ① 新庁舎整備に関する町民アンケート調査を実施し、その結果を報告書にまとめ、基本計画策定の際の参考資料として活用した。また、町民や学識経験者等で構成する庁舎建設基本計画検討委員会や議会の新庁舎建設特別委員会、パブリックコメントを通して、基本計画に関する様々な意見を聴取している。下半期では、パブリックコメントでいただいた意見に対する町の考え方を整理した上で、庁舎建設基本計画検討委員会や新庁舎建設特別委員会に説明を行う。
- ② 庁舎建設基本計画の策定に向け、公募型プロポーザル方式により、基本計画策定支援事業者を選定した。その支援事業者と連携しながら、新庁舎に必要な具体的な機能や設備、配置や規模、建設のスケジュールなどの条件について、段階的に協議することができた。10月の庁舎建設基本計画の策定を目指す。
- ③ 適切な事業者を選定するため、他自治体の事例及び支援事業者の意見を参考にしながら、基本設計・実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザルに関する実施要領及び仕様書の作成を行っている。下半期は、10月の庁舎建設基本計画の策定後、速やかに設計業務に取りかけられるよう引き続き準備を進める。

4. 最終レビュー

- ① 新庁舎整備に関する町民アンケート及び職員アンケート、庁舎建設基本計画検討委員会(外部)、新庁舎建設特別委員会(議会)、パブリックコメント等により、意見聴取を実施し、その意見を反映しながら、計画的に取り組みを進めている。
また、庁舎建設基本設計・実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、学識経験者、有識者、町職員で構成した大泉町庁舎建設基本設計・実施設計等業務委託公募型プロポーザル審査会を組織し、多様な観点からの評価に基づき、事業者の選定を実施した。
- ② 当初の計画通り、10月に庁舎建設基本計画の策定を完了した。
- ③ 庁舎建設基本設計・実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザルに関する実施要領及び仕様書を作成し審査を実施した。選定した事業者と契約を締結し、基本計画との整合性を確認しながら、スケジュールに基づき、基本設計業務に取り組んでいる。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	新庁舎整備事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
情報政策課	野邊 陽一郎

1. 現状と課題

- ① ニューノーマルへの対応や災害対応等、多様化、複雑化する業務において、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の積極的な推進が求められている。
- ② 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきガバメントクラウド上に構築された標準化基準を満たすシステムへの移行について、効率的かつ効果的なシステムの選定が必要である。
- ③ デジタル技術を活用した住民目線の利便性向上や行政事務の効率化等を推進するにあたり情報セキュリティ対策の徹底を図る必要がある。

2. 取組方針

- ① 自治体DX推進計画に示された特に国民の利便性向上に資する手続きのオンライン化、書かない窓口に対応した申請書類の拡充、AI-OCR・RPA対象業務の拡大等、デジタル技術を活用したサービス、業務の拡大を図る。
- ② 国が示す標準仕様書に基づき既存システムや業務の現状分析等、移行準備のため、郡内および既存システム事業者と意見交換、情報共有等、連携を図っていく。
- ③ デジタル化による遠隔地での業務や会議等、一層のセキュリティ対策を行っていくため技術的対策のほか、職員研修やインシデント対応訓練等の人的対策等、複合的なセキュリティ対策を行っていく。

3. 中間レビュー

- ① 手続きのオンライン化については実施可能な手続きの洗い出しを行い、令和5年度に開始できるよう準備を進める。書かない窓口については手続き時間の短縮等一定の効果がでており、下半期は連携手続き、申請書類を拡充する。AI-OCR・RPAについては実証実験を行った業務以外も利用を開始した。
- ② 標準化対象業務関係部署に対し説明会を実施し、標準システムへの移行にかかる情報提供、共有を図った。国の標準仕様書が出そろったところであり、下半期はシステム移行に向けた準備を邑楽郡内と連携し進めていく。
- ③ 令和4年4月より開始の群馬自治体情報セキュリティクラウドにより強固なセキュリティ対策が開始され、問題なく運用を行っている。人的対策としてeラーニングを活用した職員研修のほか標的型攻撃メール訓練を実施した。引き続きセキュリティ意識の向上を図っていく。

4. 最終レビュー

- ① 書かない窓口については、対応できる業務を追加し更なる利便性向上を図ったほか、マイナポータルを利用した引っ越しワンストップサービス開始にあたっては、転出される方が来庁しなくなることで必要な手続き等の案内漏れがないような仕組みを整備した。AI-OCR・RPAについては上期に作成したシナリオのエラー解消や業務手順追加など、シナリオの修正や再作成など安定稼働に努めた。
- ② 標準システム移行についてRFI(情報提供依頼)を実施し、現在の邑楽郡クラウドとの比較検証を郡内情報担当者で行ったが未確定部分が多くあり、構築方法、接続方法など令和5年度以降十分に精査していく必要がある。
- ③ セキュリティ対策については、上期に続き人的対策としてセキュリティ自己点検や内部監査などにより人的なセキュリティ上の脆弱性を特定し、適切な対策を講じることができた。令和5年度以降も、新たな脅威に対応するため継続的かつ複合的なセキュリティ対策を実施していく必要がある。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ5 情報共有化の推進	地域情報システム推進事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
多文化協働課	笠松 弘美
1. 現状と課題	
<p>① 協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり推進指針」に基づき各種制度の周知及び住民の意識啓発を図るとともに、参画意識の高揚と参画機会の充実、人材バンク登録者の活用を図る必要がある。</p> <p>② 人権施策については、国際化や情報化の進展、社会情勢の変化に伴い、新型コロナウイルスに起因する差別など、新たな人権問題も生じており、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念、及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育委員会や関係各課と連携し、あらゆる差別のない社会の実現に向けた人権教育・啓発のより一層の推進を図る必要がある。</p> <p>③ 男女共同参画については、令和3年度からスタートした「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の進捗管理を行うとともに、固定的な性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図る必要がある。</p> <p>④ 多文化共生については、正確かつ迅速な情報提供や多国籍化する外国人住民へ対応するため、行政とのパイプ役となるキーパーソンを発掘、連携を図るとともに、関係各課や関係機関等と連携した取り組みが必要である。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、集住地域の実情を伝え、必要な施策について国や関係機関等へ提言を行うため、関係各都市との情報共有、課題研究等の連携を図るとともに、座長都市となることから、「おおいずみ会議」開催に向け準備を進める必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 協働のまちづくりについては、住民への意識啓発や制度の周知を行うとともに、「元気な地域支援事業」と「協働のまちづくり事業提案制度」を実施し、住民活動団体等の活動を支援していく。人材バンク制度については、あらゆる機会を捉え、新規登録者の発掘及び登録者の活用促進を図る。</p> <p>② 人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と、差別の解消を目指す取り組みを推進する。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の進捗状況の確認を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向け各種事業を実施する。</p> <p>④ 多文化共生については、各種制度や生活ルール、災害等に関連する情報などを正しく伝え、正しく理解し行動できるよう、多文化共生懇談会や文化の通訳養成講座等を開催するとともに、関係各課や関係機関等と連携した取り組みを行う。また、多文化共生コミュニティセンターを活用し、正確、迅速に情報提供していくとともに、各国のキーパーソンを発掘し連携を図り、情報の提供・収集を行う。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市との情報共有、課題研究等の連携を図るとともに、必要に応じて国や関係機関等への働きかけを行う。また、座長都市として組織を統括する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」6件、「協働のまちづくり事業提案制度」1件の事業を採択し、住民活動団体等の活動を支援していく。また、人材バンクについては、3件の利用に繋がった。引き続き、住民活動支援センターホームページ等で協働のまちづくり事業制度、人材バンク制度の周知を行うとともに、制度の利用促進、人材バンク新規登録者の増加を図る。</p> <p>② 人権施策については、SNS等の適正利用やSNS等による誹謗中傷に関する理解を深め、被害者にも加害者にもならないための講演会を開催した。引き続き、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関係機関、関係部署等と連携を図り、人権啓発を行う。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、各課の令和3年度の取り組みについて進捗管理を行った。また、広報紙に「男女共同参画コーナー」を掲載するとともに、男女共同参画週間にあわせた啓発図書コーナーの設置や町ホームページ等での情報提供を実施した。引き続き、意識啓発を図るための事業を実施する。</p> <p>④ 多文化共生については、ブラジル移動領事館や外国籍児童生徒を対象とした進路説明会等、外国籍住民が多く集まる機会を捉え、多文化共生懇談会を開催するほか、文化の通訳養成講座を開催し、各種制度や生活ルール等の情報発信を行うとともに、キーパーソンを発掘に努めた。また、多文化共生コミュニティセンターで各種相談や情報提供を行った。引き続き、正確かつ迅速な情報提供を行うとともに、キーパーソンを発掘、育成に努める。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市とウクライナ避難民の受入等についての情報共有を行うとともに、「おおいずみ会議」開催に向けた協議を進めた。今後も、関係各都市と連携を図り、令和5年1月に「おおいずみ会議」を開催する。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 協働のまちづくりについては、採択した事業を実施する住民活動団体等の支援を行うとともに、「協働のまちづくりセミナー」、「協働のまちづくり講演会」、「協働のまちづくりパネル展」を開催し、住民の意識啓発を図った。また、人材バンクについては、1件の新規登録、5件の利用に繋げた。さらに、令和5年度の「元気な地域支援事業」、「協働のまちづくり事業提案制度」の募集を実施した。
- ② 人権施策については、犯罪被害者週間にあわせて関係団体と連携し、犯罪被害者支援に関するパネル展を実施するとともに、犯罪被害に関する相談を実施した。また、人権週間にあわせて「人権に関する図書コーナー」を図書館に設置し、住民の人権に関する意識啓発を図った。
- ③ 男女共同参画については、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて啓発図書コーナーを図書館に設置し、暴力防止に対する意識啓発を図った。また、「男女共同参画講演会」を開催するとともに、広報紙の「男女共同参画コーナー」において、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女共同参画社会の形成のための意識啓発を図った。
- ④ 多文化共生については、多文化共生懇談会や文化の通訳養成講座を開催しキーパーソンの発掘に努めるとともに、外国語版広報紙「ガラツパ」や多文化共生コミュニティセンターのホームページで各種情報提供を行った。また、令和5年2月6日に発生した地震により大きな被害を受けたトルコ共和国に対し義援金の募集を開始するとともに、トルコ人キーパーソンと情報共有を図った。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、大泉町では初めてとなる「おおいずみ2022」を開催し、外国人集住都市会議に出席した5首長とともに関係省庁と議論を交わし、「おおいずみ宣言」を発出した。また、今後の集住都市会議のあり方等について、会員都市とともに協議を開始した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進	協働推進事業
Ⅲ3 多文化共生の推進	多文化共生懇談会推進事業
	多文化共生コミュニティセンター管理運営費
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財務部	堀本 俊行
1. 現状と課題	
<p>① 持続可能な財政基盤を確立するため、将来を見据えた中長期的な財政運営が求められている。</p> <p>② 歳出について、経常収支比率が2年連続(令和元・2年度)で100%を超え、財政構造の硬直化が懸念されるため、事務事業の見直しを行い、真に必要な事業に対し、資源の配分に努める必要がある。</p> <p>③ 庁舎管理は、適宜、緊急修繕等を行うことで、安全に配慮した維持管理を行う必要がある。また、公用車管理は、ゼロカーボンシティの実現に向けた、公用自動車の適正な管理・運用を図る必要がある。</p> <p>④ 公平・公正・適正な課税事務を行い、自主財源の確保を図る必要がある。また、審査請求や課税額に関する問い合わせ等について、適切に対応していく必要がある。</p> <p>⑤ 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理における財産調査のデジタル化を推進し、効率的な財産調査を進める必要がある。</p> <p>⑥ 災害に対する危機管理意識について、部内で共通認識を持ち意識の醸成を継続的に図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 財政運営の健全化について、新たな行政需要と課題に対し、的確かつ誠実に対応していくために財政収支の見通しを推計する。</p> <p>② 歳出については、見直し対象とする事務事業を選定し、事業目的や効果などを改めて検証するよう所管課に対し要請する。</p> <p>③ 庁舎及びその設備について、不具合が生じた際は迅速に対応するとともに、事故を未然に防止するための点検・確認を行う。また、公用自動車は、適正管理の手法の検討及び環境に配慮した公用自動車の導入について調査研究し、ゼロカーボンシティの実現に向けた公用自動車の適正な管理・運用を図る。</p> <p>④ 課税事務については、課員一人ひとりが税務行政へのプロ意識を持ち、法令を遵守し、業務に取り組めるよう、各種研修会に積極的に参加させ、税務知識の習得及び自己の資質向上を図る。納税者からの問い合わせに対しては、専門用語の多様を避け、丁寧でわかりやすい説明を意識し、説明責任を果たす。</p> <p>⑤ 滞納者の財産調査を計画的に行い、生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分、執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。また、滞納整理における預貯金調査を電子化し、より効率的に調査を進める。</p> <p>⑥ 危機管理意識の醸成を適切な素材を用いながら部内で随時実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 財政計画の項目である財政、基金、地方債残高、財政指標の状況については、令和3年度決算額等を追加し、推移の分析を行った。今後は、その分析及び令和5年度当初予算額を踏まえ、令和8年度までの財政見通しを推計する。</p> <p>② 見直し対象とする10事業について、その選定理由を付して庁内会議(行革推進本部)でその事業の方向性を諮った。なお、方向性決定後の事業の取り扱いについては、所管課にて事務処理を行っていく。また、引き続き見直し事業を選定していくことから、その対象とする事業をリストアップするため、当初予算ヒアリング等で事業の有効性、必要性を調査検討していく。</p> <p>③ 庁舎及び設備の不具合について迅速な対応を図った。庁舎を安全に利用していただけるよう、引き続き迅速な修繕等を行っていく。ゼロカーボンシティの実現に向け、環境に配慮した電気自動車の導入を進め、あわせて、電気自動車導入に係る環境整備を行った。また、公用自動車の稼働状況の分析も行っている。引き続き、公用自動車の適切な管理・運用のための方策について調査研究を行う。</p> <p>④ 県や税務署の各種研修会に積極的に参加のほか、市町村職員中央研修所の研修に参加した。コロナの影響により開催できない研修もあったが、オンライン講座を受講し知識の習得に努めた。納税通知書発送後の問い合わせ等に対し、わかりやすく丁寧な説明を行っている。引き続き、納税者へ説明責任を果たしていく。</p> <p>⑤ 預貯金調査について、今年度より電子化し、その電子化したデータについては、定期的に収納システムに取り込むことによって多くの財産調査結果が確認できるようになった。これにより迅速に財産の有無の把握ができ、滞納処分の執行停止や差押等の滞納処分を行っている。</p>	

⑥ 危機管理の取り組みについては、税務課において、災害が発生した場合にどう対応していくか課内研修を実施し意識付けを図った。町民税・諸税係では所得税、住民税の税額計算がシステムに頼ることなく計算できるように取り組み、資産税係では地震被害地への支援に参加したほか被害認定研修に参加し資質の向上を図った。

4. 最終レビュー

- ① 財政計画における各種統計データ及び令和8年度までの財政見通しを更新した。財政見通しについては、多額の財源不足が見込まれ、今後は見通しを踏まえ、財政計画で取り組む対策をより一層推進し、財政運営の健全化を確保して行く必要がある。
- ② 見直し対象事業として10事業を選定し、検討の結果、継続が4事業、見直しを継続が3事業、廃止が3事業となった。そのほか、所管課が主体的に見直したことにより、2事業が廃止となった。今後は、令和5年度の見直し対象事業を選定していく。
- ③ 庁舎及び設備の不具合について迅速な対応を図った。特にトイレの不具合が頻発しているため、今後も専門事業者と連携を図りながら、来庁者が快適に利用することができるよう適切な管理を行っていく。
- ④ 県や税務署の各種研修会に積極的に参加のほか、中堅職員1名に市町村アカデミー主催の住民税専門研修を受講させた。また、現地調査、実態調査、関係機関への情報照会を行い、自主財源の確保を図った。税額に関する問い合わせに対しては、町民目線に立ち、わかりやすく丁寧な説明を行った。引き続き、公平・公正・適正な課税業務に取り組み、納税者への説明責任を果たしていく。
- ⑤ 電子化した預貯金調査により、多くの調査結果を基に滞納整理が可能となり、処理件数を増やすことができた。
- ⑥ 危機管理の取り組みについては、税務課において、災害が発生した場合にどう対応していくか課内研修を実施し意識付けを図った。町民税・諸税係では所得税、住民税、国民健康保険税の税額計算がシステムに頼ることなく計算できるように取り組み、資産税係では地震被害地への支援に参加したほか被害認定研修に参加し資質の向上を図った。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財政課	持田 一也
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 財政運営の健全化については、今後、地方自治体が取り組むべき事項として脱炭素化の推進やデジタルガバメントの確立などが挙げられており、本町においても、このような課題解決に向け、将来を見据えた中長期的な視点を持ち、持続可能な財政基盤を確立する必要がある。</p> <p>② 歳出の見直しについては、経常収支比率が2年連続(令和元年度・令和2年度決算)で100%を超えており、財政構造の硬直化が懸念される状況であるため、事務事業の見直しを行い、真に必要な事業に対し、資源の配分に努める必要がある。</p> <p>③ 補助制度については、一旦創設するとその効果が十分に評価・検証されないまま継続され長期化・固定化するといった課題が指摘されている。補助金等の財源は住民からの貴重な税金等であるため、内容及び費用対効果について住民へ説明責任を果たすとともに、社会経済情勢や行政需要の変化に応じ、適切に施策を展開し効果の最適化に努める必要がある。</p> <p>④ 財政状況の公表については、厳しい財政状況の中、歳出削減等を進めて財政運営を行うために、住民等の理解を得られるよう、財政の状況等に関する情報を正確に、かつ、わかりやすく公表することが重要である。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 財政運営の健全化については、新たな行政需要と課題に対し、的確かつ誠実に対応していくために財政収支の見直しを推計する。</p> <p>② 歳出の見直しについては、見直し対象とする事務事業を選定し、事業目的や効果などを改めて検証するよう所管課に対し要請する。</p> <p>③ 補助制度については、補助金等の状況を把握し、「補助金等の適正化ガイドライン」に示されている各種基準に適合したものと移行するよう所管課に対し適正化を推進する。</p> <p>④ 財政状況の公表については、ホームページや広報紙への掲載内容をよりわかりやすいものとなるよう継続的に見直しを行っていく。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 財政計画の項目である財政、基金、地方債残高、財政指標の状況については、令和3年度決算額等を追加し、推移の分析を行った。今後は、その分析及び令和5年度当初予算額を踏まえ、令和8年度までの財政見直しを推計する。</p> <p>② 見直し対象とする10事業について、その選定理由を付して庁内会議(行革推進本部)でその事業の方向性を諮った。なお、方向性決定後の事業の取り扱いについては、所管課にて事務処理を行っていく。また、引き続き見直し事業を選定していくことから、その対象とする事業をリストアップするため、当初予算ヒアリング等で事業の有効性、必要性を調査検討していく。</p> <p>③ 補助内容の変更等があった際は、その都度変更する内容について、補助金リストを修正し各補助金の状況把握に努めた。制度創設から相当期間が経緯した補助金については、積極的に見直しを検討するよう、当初予算ヒアリングにおいて所管課に対し推進していく。</p> <p>④ 令和4年度当初予算から付属資料をホームページで情報提供し、補正予算については、付属資料のほかに補正概要がわかる説明文を新たに掲載している。引き続き補正予算を編成した場合は、簡潔でわかりやすく公表していく。</p>	
<p>4. 最終レビュー</p> <p>① 財政計画における財政見直しについて、令和5年度当初予算を踏まえて再度集計した結果、従前よりも多額の財源不足が見込まれるため、計画で示した今後の取り組みをより一層推進していく。</p> <p>② 見直し対象事業として10事業を選定し、検討の結果、継続が4事業、見直しを継続が3事業、廃止が3事業となった。そのほか、所管課が主体に見直したことにより、2事業が廃止となった。また、令和5年度当初予算編成の際には、各課が所管する事務事業についての有効性、必要性の確認という視点を含めてヒアリングを実施したことから、その結果を今後の事務事業の見直しを行ううえでの参考としていく。</p>	

- ③ 補助事業の見直し状況について、当初予算ヒアリングにて確認を行うほか、新規制定や改定があった場合は、ガイドラインに沿っているかどうかを確認しつつ、補助事業全般の状況把握を行った。社会ニーズの変化に合わせて定期的に制度自体の見直しを行う契機を設けることを目的とした終期設定がされていない既存補助事業があるため、引き続き所管課に対し推進していく。
- ④ 広報紙やホームページにおいて、予算の概要がわかる説明文を掲載した。今後も先進地を参考にしつつ、簡潔でわかりやすい公表に努めていく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
契約管財課	齊藤 豊

1. 現状と課題

- ① 入札及び契約検査事務については、担い手3法(品確法・建設業法・入契法)改正の趣旨に基づく、公共工事の品質及び必要な工期の確保、現場の処遇改善等に配慮した取扱いの確認を行う必要がある。
- ② 庁舎管理については、適宜、緊急修繕等を行うことで、安全に配慮した維持管理を行う必要がある。
- ③ 公用車管理については、ゼロカーボンシティの実現に向けた、公用自動車の適正な管理・運用を図る必要がある。
- ④ 普通財産については、維持管理費の削減や自主財源の確保の観点から、未利用の普通財産の売却を引き続き検討していく必要がある。

2. 取組方針

- ① 入札及び契約検査事務については、厳正な入札、契約が執行できるよう関係部署に対し適切な指導・助言を行うとともに、工事関係書類等を厳格に確認・検査することで、公共工事の品質の確保及び労働環境の改善を図る。
- ② 老朽化の進んでいる庁舎及び庁舎の各設備について、不具合が生じた際は迅速に対応するとともに、事故を未然に防止するための点検・確認を行うことで、庁舎利用者等の安全確保に努める。
- ③ 公用自動車の稼働状況の確認、適正管理の手法の検討及び環境に配慮した公用自動車の導入について調査研究し、ゼロカーボンシティの実現に向けた公用自動車の適正な管理・運用を図る。
- ④ 普通財産の適切な維持管理を促進するため、さらに詳細な情報の収集及び台帳整備を行うとともに、未利用の普通財産売却のため、売却方法及び周知方法を拡充する。

3. 中間レビュー

- ① 厳正な入札、契約が執行できるよう関係部署に対し適切な指導・助言を行うとともに、公共工事の品質の確保及び労働環境の改善を図るため、厳格な検査を行った。引き続き、適正な入札・契約が執行できるよう関係法令等の理解を深めるなど研鑽に努めるとともに、関係部署に対し必要な助言等を行っていく。
- ② 庁舎及び設備の不具合について迅速な対応を図った。庁舎が老朽化していることで、修復に時間がかかることもあるが、庁舎を安全に利用していただけるよう、引き続き迅速な修繕等を行っていく。
- ③ ゼロカーボンシティの実現に向け、環境に配慮した電気自動車の導入を進め、あわせて、電気自動車導入に係る環境整備を行った。また、公用自動車の稼働状況の分析も行っている。引き続き、公用自動車の適切な管理・運用のための方策について調査研究を行う。
- ④ 未利用町有地について、宅地建物取引業者による媒介制度の導入や、売却情報を国土交通省のホームページに掲載するなど、売却方法や周知方法の拡充に努めた。引き続き、普通財産の適切な維持管理を促進するための方策について調査するとともに、未利用町有地の台帳整備を進める。

4. 最終レビュー

- ① 厳正な入札、契約が執行できるよう関係部署に対し適切な指導・助言を行うことができた。引き続き、適正な入札・契約が執行できるよう関係法令等の理解を深めるなど研鑽に努めるとともに、関係部署に対し必要な助言等を行っていく。
- ② 庁舎及び設備の不具合について迅速な対応を図った。特にトイレの不具合が頻発しているため、今後も専門事業者と連携を図りながら、来庁者が快適に利用することができるよう適切な管理を行っていく。
- ③ ゼロカーボンシティの実現に向け、環境に配慮した電気自動車を導入した。引き続き、公用自動車の稼働状況の把握に努めるとともに、今後の公用自動車の適切な管理・運用の方策について調査研究を行っていく。
- ④ 未利用町有地について、宅地建物取引業者による媒介制度の導入や、売却情報を国土交通省のホームページに掲載するなど、売却方法や周知方法の拡充に努めた結果、未利用の町有地として随時の売却に付した3物件の売却に繋げることができた。引き続き、普通財産の適切な維持管理を促進するための方策について調査を進める。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
税務課	宮永 健一
<p>1. 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公平・公正・適正な課税事務を行い、自主財源の確保を図る必要がある。 ② 毎年行われる税制改正に対しては、複雑化する税制を習得し納税者へ改正内容をわかりやすく周知していく必要がある。 ③ 課税業務に不可欠である電算システムについては、適正な状態を維持する必要がある。 ④ 審査請求や課税額に関する問い合わせ等について、適切に対応していく必要がある。 ⑤ 個人情報の取り扱いとして、適切な管理保護に取り組む必要がある。 ⑥ 危機管理の取り組みとして、災害対応の共通認識を課内で共有する必要がある。 	
<p>2. 取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公平・公正・適正な課税事務については、課員一人ひとりが税務行政へのプロ意識を持ち、法令を遵守し業務に取り組めるよう、各種研修会に積極的に参加し、税務知識の習得及び自己の資質向上を図る。 ② 税制改正の対応については、改正内容を理解し職員間の共通認識を図る。改正内容についてホームページ等を活用して周知を図る。 ③ 電算システムについては、税制改正事項や各種課税情報等が適切に反映・処理されているか確認を行い、課税誤り等の未然防止に取り組む。 ④ 納税者からの審査請求や納税通知書に関する問い合わせに対し、税務専門用語の多用を避け丁寧でわかりやすい説明を意識し、説明責任を果たす。 ⑤ 課税事務で取り扱う個人情報については、情報セキュリティポリシーを遵守し、厳格な管理保護に取り組む。 ⑥ 危機管理の取り組みについては、災害時のシステムダウンを想定し、システムに頼らずに税額計算できるよう手書き計算に取り組む、被災認定研修に参加し知識を習得する。 	
<p>3. 中間レビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 群馬県や税務署の各種研修会に積極的に参加のほか、市町村職員中央研修所の研修に参加した。コロナの影響により開催できない研修もあったが、オンライン講座を受講し知識の習得に努めた。 ② 税制改正の対応については、課内研修を実施し職員間の共通認識を図るとともに、税制改正の内容についてホームページに掲載し周知を図った。新型コロナウイルス感染による国民健康保険税の減免について遅滞なく情報提供を行った。 ③ 電算システムについては、税制改正への対応、正確な賦課算定、入力データの反映状況等を含め、改正箇所が適正に反映されていることを確認した。 ④ 納税通知書発送後の税額に関する問い合わせ等に対し、わかりやすく丁寧な説明を行っている。引き続き、納税者へ説明責任を果たしていく。 ⑤ 個人情報の取扱いについては、情報漏洩の防止について課内で情報共有を徹底し、紙媒体及び端末内データの管理保護に取り組んだ。 ⑥ 危機管理の取り組みについては、災害が発生した場合にどう対応していくか課内研修を実施し意識付けを図った。町民税・諸税係では所得税、住民税の税額計算がシステムに頼ることなく計算できるように取り組み、資産税係では地震被害地への支援に参加したほか被害認定研修に参加し資質の向上を図った。 	
<p>4. 最終レビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 群馬県や税務署の各種研修会に積極的に参加のほか、中堅職員1名に市町村アカデミー主催の住民税専門研修を受講させた。また、現地調査、実態調査、関係機関への情報照会を行い、自主財源の確保を図った。 ② 税制改正に関する事項については、課内研修を実施し職員間の共通認識を図るとともに、改正内容をホームページに掲載し周知を図った。 ③ 電算システムについては、税制改正事項や各種課税情報等が適切に反映・処理されていることを確認した。引き続き稼働システムの点検、保管データの安全性の確認を行い正確性を確保する。 	

- ④ 税額に関する問い合わせに対しては、町民目線に立ち、わかりやすく丁寧な説明を行った。引き続き公平・公正・適正な課税業務に取り組み、納税者への説明責任を果たしていく。
- ⑤ 個人情報の取扱いについては、紙媒体及び端末内データの管理保護、情報漏洩防止等に対し、課内での情報共有を図った。
- ⑥ 危機管理の取り組みについては、災害が発生した場合にどう対応していくか課内研修を実施し、意識付けを図った。町民税・諸税係では所得税、住民税、国民健康保険税の税額計算がシステムに頼ることなく計算できるように取り組み、資産税係では地震被害地への支援に参加したほか被害認定研修に参加し、資質の向上を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
収納課	高橋 直樹
1. 現状と課題	
<p>① 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理における財産調査のデジタル化を推進し、効率的な財産調査を進める必要がある。</p> <p>② 町税等の納期限内納付を推進するため、収納が確実な口座振替の利用拡大に取り組む必要がある。</p> <p>③ 滞納者に対する納税催告は、郵便、電話、訪問により行っているが、催告文書の内容や時期など再考し、より効果的な納税催告に取り組む必要がある。</p> <p>④ 住民登録を残したまま転出するなど、居住実態不明の滞納者が多く、滞納整理の妨げとなっている。</p> <p>⑤ キャッシュレス決済の普及とともに、納税者の納税環境を整備する必要がある。</p> <p>⑥ 外国籍の方が、出国する場合に、既に確定し課税されている税額及び税額が未確定だったが出国までに確定する場合について、未納のまま出国しないように徴収する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 滞納者の財産調査を計画的に行い、生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分、執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。また、滞納整理における預貯金調査を電子化し、より効率的に調査を進める。</p> <p>② 口座振替の利用拡大のため、ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書送付時に同封する。また、転入時や各保険加入時や家屋評価時などに、口座振替勧奨チラシを配布するなど勧奨を図る。</p> <p>③ 引き続き、転出者の過年度分の滞納に対しては、携帯電話のショートメッセージサービスを利用し、文書催告の効果を高めていく。また、現年度の滞納に対しては、文書内容など工夫しながら文書催告を行い自主納付の勧奨を図る。</p> <p>④ 滞納者の居住の有無を把握するため、定期的な居住実態調査や入管等関係機関への照会を実施し、その結果を受け、職権消除依頼など関係課との連絡調整を行う。</p> <p>⑤ 町民の要望や利用度の高い電子マネーの追加導入を検討する。また、インターネットを利用して複数団体へ地方税をまとめて電子納税が出来る「地方税共通納税システム」を広報誌などで周知していく。</p> <p>⑥ 税務課と協力して特別徴収義務者に対し、外国籍の従業員が帰国する場合に、一括徴収や納税管理人の設定についての協力を納税通知書などに同封し依頼する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 預貯金調査については、今年度より電子化し、その電子化したデータについては、定期的に収納システムに取り込むことによって多くの財産調査結果が確認できるようになった。これにより迅速に財産の有無の把握ができ、滞納処分の執行停止や差押等の滞納処分を行っている。</p> <p>② 当初の納税通知書に口座振替の申込書を同封して勧奨した。また、家屋評価時等にも口座振替申込書を配布し、口座振替の勧奨に努めた。</p> <p>③ 文書催告については、督促状発送後もショートメッセージサービスを利用した催告を実施し、また、段階的に滞納処分を強めていく内容の催告書を発送し自主納付を促した。</p> <p>④ 文書返戻者の居宅や居住実態を把握するため定期的に現地調査を行い、実際に居住しているかの確認を行った。</p> <p>⑤ 電子マネーの追加導入のため窓口でアンケートを行い利用度や希望が多い電子マネーの調査を実施している。</p> <p>⑥ 税務課が通知する当初課税通知に一括徴収や納税管理人制度についての周知チラシを同封して送付した。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 電子化した預貯金調査により、多くの調査結果を基に早期に滞納整理に取り組むことが可能となり処理件数も多くなった。</p> <p>② 予定していた口座振替の申込書の同封は行ったが、新規申込と廃止申込が均衡し口座振替取扱数は増加していないため、引き続き口座振替申込書の課税通知への同封などを実施していく。</p>	

- ③ 催告書発送後もショートメッセージサービスによる催告や電話催告を実施し、自主納付を促した。また、納付に応じない方への滞納処分などを順次実施した。
- ④ 文書返戻者の居住実態把握のための定期的な現地調査を行った。未届けでの転居などにより非居住の場合が多かったため職権消除通報を行ったほか、引き続き転居先住所の調査を行う。
- ⑤ 電子マネーのアンケートを実施したが、令和5年度より地方税共通納税システムでの決済手法の追加が予定されたため、共通納税で取扱いができる電子マネーなどの周知をしていく。
- ⑥ 事業所については引き続き、従業員の異動により届け出が必要となってくるため、当初課税通知書への同封に加え異動届提出時などにも一括徴収や納税管理人制度について周知していく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	徴収費

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
健康福祉部	笠松 智広
1. 現状と課題	
<p>① 複雑かつ複合的な課題を抱える世帯等に対して、一部署では対応できない問題に対し、関係部署間や関係機関で支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>② 誰もが住み慣れた地域で健康で自立した生活を送れるよう、地域での介護予防の自主的な活動や、認知症サポーターなどの支援の担い手の確保など、地域との連携を図る必要がある。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活困窮、介護、子育て等の課題を抱えた世帯等に対し、健康福祉部内での連携を強化するとともに、関係部署や関係機関で重層的な支援体制の構築を図る。</p> <p>② 地域での自主的な介護予防活動への支援や認知症サポーター等の支援の担い手育成に取り組む。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、関係機関、関係部署と連携し、正確な情報発信と予防啓発等に取り組むとともに、予防接種については、関係機関等と連携し、希望者全員に接種ができるよう取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 関係部署間や社会福祉協議会等とも連携し、様々な課題を抱えた世帯等の相談を受けている。今後も、連携して相談を受けるとともに、重層的な支援体制が構築できるよう取り組む。</p> <p>② 感染症対策を行いながら、認知症サポーターの育成研修等を実施するとともに、新たな介護予防グループ立ち上げの支援を行った。引き続き、介護予防活動の支援に取り組む。</p> <p>③ 広報紙やホームページ等とおして正確な情報発信に取り組むとともに、予防接種については、関係機関等と連携し、令和4年9月に4回目の集団接種が終了した。今後は、オミクロン株対応ワクチン等の接種準備を進め、円滑な接種ができるよう取り組む。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 重層的な支援体制の構築までは至らなかったが、関係部署間や社会福祉協議会等とも連携し、様々な課題を抱えた世帯等の相談を受けた。引き続き、連携して支援を実施する。</p> <p>② 感染症予防対策を行いながら、介護予防事業や認知症サポーター研修を実施することができた。また、今後を見据えICTを活用した予防事業を展開できるよう、準備を進めるとともに、新たに4つのグループの立ち上げの支援を行った。引き続き、介護予防活動の支援に取り組む。</p> <p>③ 広報紙やホームページ等とおして正確な情報発信に取り組んだ。予防接種については、関係機関等と連携し、オミクロン株対応ワクチン等の接種を希望者に対し接種することができた。</p>	

5. 所管する施策

施策名
IV1 地域福祉の充実
IV3 障害者福祉の充実
IV4 高齢者福祉の充実
IV5 医療体制と保険制度の充実
IV6 健康の保持増進

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
福祉課	酒井 清
1. 現状と課題	
<p>① 第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画が最終年度となることから、適切に進行管理を行うとともに、次期計画策定に向けた準備を滞りなく進める必要がある。</p> <p>② 令和4年12月に、民生委員児童委員が一斉改選となることから改選に向けた準備並びに改選後に委員が相談業務など諸問題に対応できるように環境を整える必要がある。</p> <p>③ 地域における課題が多様化する中で、各課に関係する複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が求められている。</p> <p>④ 「第6期大泉町障害福祉計画及び第2期大泉町障害児福祉計画」について、3年計画の中間年次となるため、振り返りの実施並びに現状把握に努める必要がある。</p> <p>⑤ 生活困窮並びに障害のある方の社会的・経済的な自立に向けた生活の為、就労について支援をする必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 次期計画を策定するにあたり、アンケート結果の精査並びに計画策定に向けた手順の確認を行う。また、感染症の影響に左右されない取り組みが行えるよう社会福祉協議会と連携しながら、次期計画を策定する。</p> <p>② 委員の改選に伴い、各自治会への推薦依頼や民生委員推薦会を滞りなく実施する。さらに改選後には、各種相談への適切な対応が図れるよう、上部組織である邑楽郡民生委員児童委員協議会や群馬県民生委員児童委員協議会が主催する各種研修会へ参加するとともに、毎月開催予定の定例会において行政情報の周知や委員間での情報交換が行えるよう取り組む。</p> <p>③ 生活困窮・障害・高齢・子どもの分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援」に対応する重層的な支援体制を構築するため、分野横断の取り組みの試行に向けた準備を実施する。</p> <p>④ 「第6期大泉町障害福祉計画及び第2期大泉町障害児福祉計画」に基づいたサービス支給量に対する状況の確認を行うと同時に、サービスを提供している町内の障害関係施設の状況確認並びに意見を聞くことにより計画の進捗を図る。</p> <p>⑤ 生活困窮における就労先の確保や就職したあとの見守り並びに障害者就労支援施設における仕事の受注機会の確保、利用者の工賃向上に対する取り組みを実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 次期計画策定に向け、アンケート調査の結果や第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の成果を検証した。また、社会福祉協議会と連携して、検証結果や感染症の影響に左右されない取り組みを踏まえた素案を策定し、第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画推進委員会に諮り、了承を得たので庁内会議に向け準備を進める。</p> <p>② 12月の改選に向け遅滞なく民生委員推薦会を開催し、民生委員児童委員を決定することが出来た。今後は、改選に向け、スムーズに各委員が業務の引継ぎができるように準備するとともに改選後は新任委員のスキルアップを図り業務に支障が出ないように準備する。</p> <p>③ 群馬県主催の重層的な支援体制の構築に向けた準備については、関係部署に対する調査並びに制度内容の精査に至っていないため下半期に向け準備を進める必要がある。</p> <p>④ 両計画について、令和3年度の決算が確定したことにより下半期に向け、大泉町障害者基本計画等策定委員会に令和3年度の状況を報告すると共にサービスを提供している町内の障害関係施設に対して現況確認並びに意見を聞く必要がある。</p> <p>⑤ 生活困窮者に対する就労については、生活保護受給者等就労自立促進事業協議会に参加することで、関係団体などと効果的・効率的な就労支援に向けた取組みを確認することができた。また、本町で就労を斡旋した生活困窮者の状況確認するとともに、引き続き、見守りを続ける必要がある。障害者就労支援施設に対しては、新規事業である障害者就労施設受注販路拡大助成事業の周知をしたところ、1件の申し込みがあり事業認定を行った。下半期に向けても周知して行く必要がある。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 次期計画素案についてパブリックコメントを実施するとともにその結果について、第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画推進委員会並びに庁内会議で了承を得ることができ、遅滞なく計画書を整えることができた。</p>	

- ② 12月の一斉改選に際しては滞りなく準備し遅滞なく対応できた。改選後については、委員間の情報交換や気軽に相談ができるよう環境整備に取り組むとともに、新任委員のスキルアップに向けた研修会を実施した。
- ③ 支援体制の準備について、関係部署に対する調査並びに制度内容の精査が不十分なことから、引き続き、準備に向けて取り組む必要がある。
- ④ 大泉町障害者基本計画等策定委員会において、令和3年度の実績、令和4年度の取組状況並びに令和5年度の事業内容について報告し、了承を得ることができた。町内の障害関係施設に対しては、日頃から連絡を取り合う中で、現状報告や意見交換を行うことができた。
- ⑤ 生活困窮者の就労状況については事業所に対して確認し状況把握することができ、状況変化があれば就労先と連絡を取り合うなど情報共有することができた。障害者就労支援施設に対して、受注販路拡大助成事業を周知したところ、再度の申し込みがあり事業認定を行うことができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV1 地域福祉の充実	福祉タクシー使用料補助事業
	子ども食堂事業
IV3 障害者福祉の充実	障害者(児)訓練等給付事業
	障害児通所給付等事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
高齢介護課	福田 雅美
1. 現状と課題	
<p>① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域と連携して支えていく必要がある。そのために、地域社会を支える人材の育成や自主的な地域活動の支援が必要である。</p> <p>② 高齢者をとりまく生活環境が変化し、高齢者福祉サービスに対するニーズも変化していることから、社会情勢に見合ったサービスの見直しを図る必要がある。また、高齢者の移動支援については、自立した生活を送るうえで重要であることから、ドア・ツー・ドア方式の運行を検証し、より利用しやすい移動支援のあり方を調査研究する必要がある。</p> <p>③ 介護保険事業の適切な運営を推進し、持続可能な保険制度とするため、次期計画策定に向けた検討に取り組み必要がある。</p> <p>④ 高齢化が進み認知症高齢者数の増加が懸念されるなか、地域の住民、介護関連機関・団体等が連携し、認知症高齢者を地域全体で見守り、支える仕組みの体制強化が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 地域包括支援センターと連携し、介護予防や認知症のサポーター等、ボランティアの育成を行う。コロナ禍においても3密を避けてできる方法を検討し、介護予防事業を実施する。また、地域での自主的な介護予防活動の組織化を支援する。</p> <p>② ひとり暮らし高齢者等の生活不安を解消できるよう、緊急通報装置貸与事業等の既存の高齢者福祉サービスを見直す。また、高齢者等デマンド交通「ほほえみ」については、利用者の声を聴きながら、より利用しやすい移動支援のあり方を検討するとともに、町全体の交通網のあり方について関係部署と連携し、調査研究を行う。</p> <p>③ 介護給付費の抑制を図り、重度化を防止するため、介護サービスのケアプランの点検等を行い適切な利用を促す。また、次期計画策定に向けた住民アンケート調査を実施し、要望や生活の状況と課題を把握する。</p> <p>④ 成年後見制度を必要とする人が、利用したいときに利用でき、権利擁護支援が必要な人を地域の見守り体制の中で発見し、必要な支援に結び付けられるよう、制度の周知啓発を行う。また、地域包括支援センターと連携し、成年後見人育成のための研修を実施し、担い手支援について調査研究を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 感染症予防対策を行いながら、介護予防や認知症サポーターの育成研修を実施するとともに、新たなグループの立ち上げを支援した。また、県のモデル事業として、ICTを活用した通いの場を実施することができたため、下半期は、効果について検証していく。</p> <p>② 既存の高齢者福祉サービスについて、利用状況や相談内容等から検証を行い、令和5年度の実施に向け準備を進めた。また、高齢者等デマンド交通「ほほえみ」については、コロナ禍において物価高騰に直面する高齢者等を支援するため、期間を令和4年7月1日から令和5年3月末までとする運賃補助事業を開始するとともに、令和3年度から開始した「ドア・ツー・ドア方式」の利用方法についても、引き続き周知を行い、高齢者の自立した生活の支援を図った。今後は、町全体の交通網のあり方について関係部署と連携し調査研究を行う。</p> <p>③ 介護給付費の適正利用を推進するため、介護サービス利用者へ利用実績を通知した。また、福祉用具貸与の軽度要介護認定利用者についてケアプラン点検を実施し、貸与の必要性について審査した。引き続き給付費の適正化を実施していくとともに、次期計画策定のための住民アンケートを実施していく。</p> <p>④ 権利擁護支援を必要とする人が、早期の段階から、任意後見や保佐・補助といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、地域包括支援センターとともに制度及び相談窓口の周知を図った。引き続き、地域包括支援センターと連携し、成年後見人育成のための研修を実施し、担い手支援について調査研究を行う。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 感染症予防対策を行いながら、介護予防事業や認知症サポーターの育成研修を実施することができた。また、ICTを活用した予防事業を展開できるよう、準備を進めた。通いの場については、継続して拡大していけるよう支援するとともに、新たに4つのグループの立ち上げを支援した。</p> <p>② 緊急通報装置貸与事業及び補聴器購入費補助事業についてサービス内容の見直しを図った。また、高齢者等デマンド交通「ほほえみ」については、運賃補助事業を実施し、物価高騰に直面する高齢者等を支援するとともに「ドア・ツー・ドア方式」の利用方法についても周知を行い、高齢者の自立した生活を支援した。令和5年度も、町全体の交通網のあり方については関係部署と連携し、引き続き調査研究を行う。</p>	

- ③ 福祉用具貸与の軽度要介護認定利用者についてケアプラン点検を実施した。加えて、ケアプラン分析システムを活用し、プランに偏りのある事業所の有無を確認した。7月、11月、3月に介護サービス利用者へ利用実績を通知し、介護給付費適正利用を推進した。第9期高齢者保健福祉計画策定のため、町民、介護サービス事業所へアンケート調査を実施し、現状とニーズを把握することができた。
- ④ 地域包括支援センターと連携して、成年後見制度の講演会及び認知症高齢者の研修会を開催し、一人ひとり尊厳をもってその人らしい生活を継続できる地域となるよう、普及啓発を行った。令和5年度も地域包括支援センターと連携し、担い手支援について引き続き調査研究を行う。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV4 高齢者福祉の充実	緊急通報装置貸与事業
	特殊詐欺等対策機器貸与事業
	高齢者等デマンド交通事業
	避難行動要支援者対策事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	介護予防推進事業
	任意事業費
	認知症総合支援事業費

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
健康づくり課	持田 恵理
1. 現状と課題	
<p>① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、新型コロナウイルスワクチン接種により、多くの町民が免疫を高める必要があり、令和3年度に引き続き、ワクチン接種を推進しなければならない。</p> <p>② 令和4年度は、計画期間10年の第二次元気タウン大泉健康21計画の9年目及び計画期間5年の大泉町自殺対策基本計画の4年目にあたり、各計画を見直さなければならない。</p> <p>③ がんの早期発見、早期治療のためのがん検診をより多くの町民に受診してもらえるよう、受診機会を確保し、受診率を向上させなければならない。</p> <p>④ 令和3年度の感染症拡大時は、講座や相談などを電話やメールで対応したが、孤立化しやすい対象者により効果的な支援体制を構築するために、感染症拡大防止に配慮した新たな手法による支援方法を整備しなければならない。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対応するために、衛生用品や防護服などの感染症拡大防止に係る備品を整備しておく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 新型コロナウイルスワクチン接種の推進については、感染拡大防止のための正確な情報発信と予防啓発を行うとともに、国のガイドラインに従いながら、本町の実情に合った効果的で効率的な接種を進める。</p> <p>② 各計画の見直しについては、令和5年度に策定予定の第三次元気タウン大泉健康21計画及び第二次大泉町自殺対策基本計画に必要な情報を収集するために、質問内容を精査し、対象者である町民にとってわかりやすいアンケート調査を実施する。</p> <p>③ がん検診の受診率の向上については、現状の健診日程などを見直し受診しやすい環境を整備する。</p> <p>④ 感染症拡大防止に配慮した新たな手法による支援体制の整備については、講座や相談などにオンラインによる実施を導入し効果的な支援体制の構築を図る。</p> <p>⑤ 感染症拡大防止に係る備品の整備については、衛生用品や防護服などの備蓄状況と使用状況を管理しながら、必要な備品を確保する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 新型コロナウイルスワクチン接種の推進については、対象者に案内を送付し3回目及び4回目接種を実施した。下半期については、オミクロン株対応ワクチン接種について、国のガイドラインに基づき、円滑な実施を推進する。</p> <p>② 各計画の見直しについては、アンケート調査のスケジュールを作成し、実施に向けた準備を行った。下半期は、スケジュールに基づき、各計画の見直しのためのアンケート調査を実施する。</p> <p>③ がん検診の受診率の向上については、40歳到達者に向けて、各種がん検診のお知らせを送付し、がん検診の理解促進と受診勧奨を行った。下半期についても、若い世代が受診しやすいよう土日にがん検診を開催し、受診しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>④ 感染症拡大防止に配慮した新たな手法による支援体制の整備については、オンライン相談の体制を整え、利用の案内を出生の手続きに来所した産婦へのリーフレット配布や住民課窓口に設置しているデジタルサイネージを活用し周知した。下半期については、成人に対して健(検)診結果を伝える際にオンライン相談の周知を行う。</p> <p>⑤ 感染症拡大防止に係る備品の整備については、衛生用品の使用期限や使用状況を確認し、必要数消毒薬を購入した。下半期についても、引き続き備蓄状況を確認しながら、必要な備品を確保していく。</p>	
4. 最終レビュー	
<p>① 新型コロナウイルスワクチン接種の推進については、新型コロナウイルスワクチン接種及びオミクロン株対応ワクチン接種業務を遂行し、接種を希望する町民に対してワクチンを接種することができた。</p> <p>② 各計画の見直しについては、アンケート調査においてオンラインでの回答や英語、ポルトガル語の翻訳の記載とやさしい日本語を用いて、利便性を考慮した手法の導入や多国籍の人への配慮を行いながら、第三次元気タウン大泉健康21計画及び第二次大泉町自殺対策基本計画に係るアンケートを実施することができた。</p>	

- ③ がん検診の受診率の向上については、土日にごがん検診を開催すると共に、40歳到達者に対してがん検診受診勧奨の案内を送付し、乳がん検診の休日における40歳代の受診者が増えた。
- ④ 感染症拡大防止に配慮した新たな手法による支援体制の整備については、オンライン相談について、産婦や成人検診等の利用者などに周知を行ったことで、産婦の相談でオンライン相談の機会を提供することができた。
- ⑤ 感染症拡大防止に係る備品の整備については、衛生用品や防護服などの備蓄状況と使用状況を管理しながら、必要な備品を確保した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV6 健康の保持増進	結核予防事業
	がん検診事業
	乳児家庭全戸訪問事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
住民経済部	宮永 和枝
1. 現状と課題	
<p>① 窓口業務については、ICTを積極的に活用し、来庁者の負担軽減、滞在時間の短縮、接触機会の軽減及びマイナンバーカードの普及促進に取り組み、住民サービス向上や業務効率化をさらに推進していく必要がある。</p> <p>② 社会構造の変化やICTの進展に伴い多様化・巧妙化する悪質商法や特殊詐欺など、新たな消費者トラブルの増加や相談内容の複雑化などの状況を踏まえ、相談体制をさらに充実させ町民の期待にこたえていく必要がある。</p> <p>③ 国民健康保険については、県内の保険税水準の統一や各市町村の事務処理の標準化など県と各市町村が連携し協議・検討を行っている。引き続き、県や各市町村と協議・情報共有していく必要がある。また、特定健康診査等の受診勧奨、人間ドックの利用促進等の周知啓発を行い、医療費の抑制、適正化に取り組む必要がある。</p> <p>④ 地域経済の更なる活性化に向けて、町内への新たな企業の進出や既存の企業による事業拡張を促進するほか、ビジネスマッチング等による支援や各種奨励金の利用促進を図るとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者の状況を把握していく必要がある。</p> <p>⑤ 観光振興については、本町の魅力向上につながる新たな観光資源の開発などを推進するとともに、関係団体等と連携し、新しい生活様式に対応した観光イベントの開催に向け取り組む必要がある。</p> <p>⑥ 農業振興については、農業従事者の減少や高齢化が進むなか、認定農業者による規模拡大や新規就農者による農地利用につなげるため、次代の農業の担い手を確保・育成していく必要がある。また、6次産業化や地産地消など新たな取組を支援するほか、農業用排水路の修繕・整備などの農業基盤の整備を行っていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 証明書交付申請や住民異動等における「書かない窓口(窓口支援システム)」の運用を開始し、来庁者の利便性向上及び各課連携による業務効率化を図るとともに、マイナンバーカードをさらに普及促進させるため、窓口での申請サポートを実施していく。</p> <p>② 相談者からの相談に迅速かつ的確に対応し専門的な助言等が行えるよう、各種研修会に参加するなど相談員として必要な知識・技術の更なる向上を図る。また、弁護士をはじめ、関係機関、関係部署等と連携し町民の問題解決に取り組む。</p> <p>③ 国民健康保険については、県内の保険税水準の統一のほか、各市町村の事務処理の標準化に向けた協議・検討を行うとともに、本町の国保財政について精査していく。また、特定健康診査受診者の利便性向上のため、集団健診及び個別健診の実施方法や医療機関の範囲を見直す。</p> <p>④ 企業誘致・支援については、企業訪問等を通じて情報収集や各種奨励金の利活用を促進するほか、感染症対策を講じた上で企業間のビジネスマッチングの機会を提供する。また、商工振興では、関係機関等との連携による事業者の経営改善を促進するとともに、多様なニーズに対応した町独自の支援策を検討する。</p> <p>⑤ 観光振興については、関係団体や町内の高等学校などと連携し、本町の特色を生かした観光資源の開発などに取り組むとともに、新しい生活様式に対応した花火大会や大泉まつりをはじめとする観光イベントを開催するほか、新たな観光スタイルについて調査研究していく。</p> <p>⑥ 農業振興については、農地中間管理事業の推進による農用地の利用集積を促進するほか、認定農業者や新規就農者の確保に向け農業経営相談及び新規就農相談を行う。また、特産品の開発など、「産学官」の連携した取組への支援に加え、緊急度等を勘案し効率的な用水利用やほ場利用のための整備を行うとともに、寄木戸地内七ヶ村用水の溢水対策工事を計画に沿って着手していく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 証明書の交付申請書及び住民異動届等における「書かない窓口」の運用が本格稼働となり、手続きの時間は徐々に短縮されている。今後はさらにスムーズな手続きが行えるよう、職員の方量の向上を図る。マイナンバーカードについては、窓口での申請サポートに加え、企業等への出張申請サポート等により、交付枚数率も少しずつ上昇している。今後は、全ての課員が手続きを行えるようスキルアップを図る。</p> <p>② 消費生活センターでは、相談員が研修に参加しスキルアップを図ると共に、令和4年4月から成年年齢の引き下げにより、若年者の消費者トラブルの増加が懸念されるため、群馬県の関係課と連携し、町内の県立高校1校に協力いただき、高校3年生への啓発を行った。また、法律相談では、関係機関と連携し、相談者に寄り添った対応を行った。</p>	

- ③ 国民健康保険については、群馬県主催の会議等に参加し、県内の保険税水準の統一や事務処理の標準化についての協議・検討を行っている。特定健診については、健診方法について受診者が個別・集団のどちらかを選択できるよう、また個別健診については、館林市及び邑楽郡内の医療機関で受診出来るよう拡大した。特定保健指導については、初回面接を集団検診の受診日当日に行い、実施率の向上を図っている。
- ④ 企業誘致・支援については、町内企業に各種補助金の周知を行うとともに、コロナ禍における事業者への支援として、新設の事業継続力強化奨励金や事業復活支援金等について申請を開始した。企業情報交換会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、感染症対策や開催時期を検討する。商工振興については、町商工会と連携し各種補助金制度を周知すると共に、プレミアム付商品券事業にも取り組み、家計支援・地域経済の活性化を図っている。
- ⑤ 観光振興については、大泉まつりは新型コロナウイルス感染症の感染状況から中止としたが、花火大会については一般観覧席や露店を設置しないなど、感染対策を行い開催した。なお、来場した協賛者には大泉高校考案のゴーヤパンを配布、また、来場できない町民に対しては花火の打ち上げの様子をYouTubeでライブ配信を行い、町内外へ本町の魅力を発信する事が出来た。
- ⑥ 農業振興については、農地中間管理事業を活用し農地の集約・集積に取り組むとともに、認定農業者や新規就農者の確保に向け、関係機関と連携し、育成や就農相談を行っている。特産品の開発については、町内の高等学校に実習用の農地の紹介をすると共に、研修の進捗状況について情報交換を行った。また、用排水路等の機能維持や安全確保のための補修工事を実施した。寄木戸地内の七ヶ村用水路の溢水対策に係る工事については業者を選定し、地域住民へ工事に係る周知を行った。今後は工事着工に向けた準備を進める。

4. 最終レビュー

- ① 「書かない窓口」の運用とマイナンバーカード関連受付予約システムの導入により、来庁者の負担軽減や窓口の混雑緩和を図るとともに、各種手続きについて、課内研修による職員のスキルアップを行った。
- ② 若年者への消費者教育や最新の詐欺等の手口について、計画的な啓発活動による周知を行い、消費者トラブルの未然防止に取り組んだ。また、研修等により相談員の資質向上を図り、困難事例については弁護士等の関係機関と連携することで、問題解決を促した。
- ③ 国民健康保険については、県内各市町村とともに、保険税水準の統一や事務処理の標準化についての協議・検討を行った。また、特定健康診査については、受診方法や受診医療機関の範囲、特定保健指導のやり方の見直しを行い、受診率の向上を図った。
- ④ 企業誘致・支援については、郵便やメール等を活用した情報提供を行い、事業者支援に繋げた。また、感染症対策を施しながら3年ぶりに開催した企業情報交換会では、多くの企業の異業種交流を支援した。商工振興については、プレミアム付商品券の販売やくらし応援商品券の配布により、事業者及び家計の支援を行うことで経済の活性化を促した。
- ⑤ 観光振興については、感染症対策を行いながら花火大会を開催した。また、花火大会の動画を活用したPRは、観光協会のYouTubeの登録者数や閲覧数を増加させ、本町の魅力発信に繋げることができた。
- ⑥ 農業振興については、農地中間管理事業を活用し農地の集約を行うとともに、新規就農希望者に対し、面談や農地等に関する情報提供を行い、農業者の確保に取り組んだ。特産品の開発については、製品化までは至らなかったものの、3年ぶりの農業情報交換会を開催し、高校生の研究発表や関係者からの意見を伺うことができた。また、七ヶ村用水路の溢水対策工事については、1年目の工事が完了、2年目の工事に向け、業者選定のための準備を行った。

5. 所管する施策

施策名
I 1 工業の振興
I 2 商業の振興
I 3 農業の振興
I 4 地域経済の活性化
I 5 勤労者福祉の推進
I 6 観光の振興
IV5 医療体制と保険制度の充実
V 7 消費者行政の充実

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
住民課	河内 恵美
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 住民課においては、来庁されたお客様に親切丁寧な対応を行うとともに、デジタル化を推進しお客様の負担の軽減や窓口の混雑緩和に取り組む必要がある。</p> <p>② 国は安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現と公平で効率的な行政運営を目指し、マイナンバーカードの普及促進を進めていることから、普及に向けさらなる取り組みを行う必要がある。</p> <p>③ 消費者を取り巻く環境は日々変化しており、消費者トラブルの相談も多岐にわたる。このため、消費生活センターにおいては、巧妙化・多様化する消費生活相談に適切に対応するとともに、消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育の取り組みや啓発活動が必要である。</p> <p>④ 社会構造や生活環境の変化により町民からの相談は複雑化している。近隣や家庭内のトラブルなど、日常生活上の問題について解決の糸口を求めている町民の期待に応える必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 各種証明書の申請や住民異動手続き等において、書かない窓口(窓口支援システム)の運用を開始し、お客様の負担軽減と利便性の向上を図る。また、職員はシステムを熟達し、スムーズな事務を行い、窓口の混雑緩和を図る。</p> <p>② マイナンバーカードの普及促進のため、窓口で申請のサポートを行う。また、職員誰もが同様のサービスを提供できるよう課内研修を行い、職員のスキルアップを図る。</p> <p>③ 消費生活センターにおいては、悪質商法や架空請求、インターネットに関する消費者被害など、巧妙化・多様化する問題に対応できるよう、相談員のスキルアップを図る。また、ツイッターなどのSNSで事例を発信する他、出前講座を行うなど消費者教育も積極的に実施していく。</p> <p>④ 各種相談においては、相談員が専門的な助言が行えるよう、研修に参加し、相談員として必要な知識・技術の向上を図る。また、弁護士を始め、関係各課、関係機関と連携し町民の問題解決を図る。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 各種証明書の申請や住民異動手続き等において、書かない窓口(窓口支援システム)の運用を開始し、お客様の負担軽減と利便性の向上や窓口の混雑緩和を図った。また、職員がシステムを熟達しスムーズな事務が行えるよう課内研修を行った。引き続き、課内研修を行い職員の力量アップを図る。</p> <p>② マイナンバーカードの普及促進のため、窓口において申請に必要な無料顔写真撮影サービスや、企業等への出張申請などの申請サポートを行った。引き続き、職員誰もが同様のサービスを提供できるよう課内研修を行い、職員のスキルアップを図る。</p> <p>③ 消費生活センターにおいては、相談員が相談者に対し適切な助言ができるよう研修に参加しスキルアップを図った。また、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い、依頼のあった団体の他、ワクチン接種会場や乳幼児健康診査、両親学級などに出向き、積極的に出前講座を実施した。新たな取り組みとして、令和4年4月から民法改正による成年年齢引き下げに伴い、若者の消費者被害防止を目的として、県消費生活課と連携し県立大泉高等学校において契約トラブル事例の参加型寸劇を行い啓発を行った。その他、公共施設でチラシの掲示や広報紙、ツイッター等のSNSで情報発信し、注意喚起を行った。被害防止のため、引き続き情報発信や出前講座を行い、消費者教育を積極的に実施していく。</p> <p>④ 各種相談においては、オンライン研修なども含め積極的に研修に参加した。また、法的な問題については弁護士に詳細な内容について説明した後、法律相談に繋いだ他、関係各課、関係機関と連携し相談者に寄り添った対応を行った。引き続き、相談員として適切な助言や対応ができるよう研修に参加し、研鑽を積んでいく。</p>	
<p>4. 最終レビュー</p> <p>① 各種証明書の申請や住民異動手続き等において、書かない窓口(窓口支援システム)の運用を開始した他、2月下旬にマイナンバーカード関連受付予約システムを導入し、お客様の負担軽減と利便性の向上及び窓口の混雑緩和を図った。また、職員がシステムを熟達しスムーズな事務が行えるよう、課内研修を行い力量アップを図った。</p> <p>② マイナンバーカードの申請については、窓口において申請に必要な無料顔写真撮影サービスや企業等への出張申請など、申請サポートを行い普及促進を図った。また、職員誰もが同様のサービスを提供できるよう課内研修を行い、職員のスキルアップを図った。</p>	

- ③ 消費生活センターにおいては、対面での出前講座の実施など周知の機会が増えたため、中・高生への消費者教育など計画的に啓発活動を実施することができた。最新の詐欺等の手口に関しては、町広報やSNSで継続的に周知を行い消費者トラブルの防止を図った。
- ④ 各種相談においては、相談員のスキルアップを図るため、研修等に積極的に参加し、最新の情報や専門的な知識を修得するなどして相談員の資質向上を図ることができた。また、相談内容に応じて弁護士に繋ぐなど、関係機関等と連携し相談者の問題解決に取り組んだ。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V7 消費者行政の充実	消費生活センター運営事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
国民健康保険課	岩瀬 光裕

1. 現状と課題

- ① 県内における保険税水準の統一のほか、各市町村における事務処理の標準化などについて県及び各市町村が連携して協議・検討を行っている。本町における懸案事項について精査し、引き続き県及び各市町村と協議し情報共有を行っていく必要がある。
- ② 特定健康診査等の受診勧奨、人間ドックの利用促進、糖尿病性腎症重症化予防、疾病の早期発見・早期治療等の周知啓発を行い、被保険者の健康の維持増進を図るとともに医療費の抑制、適正化に取り組んでいく必要がある。

2. 取組方針

- ① 県主催の国民健康保険連携会議等において、県内の保険税水準の統一に向けた取組みを進めていくほか、事務処理の標準化などについて各市町村と連携しながら協議・検討を行っていく。また、本町の国保財政について、財政状況を十分に精査しながら適正な運営を行っていく。
- ② 特定健康診査受診者の利便性の向上を図るため、年齢で区分して実施していた集団健診・個別健診の実施方法を変更するとともに個別健診を実施する医療機関の範囲を町内から館林市、邑楽郡内に拡大する。また、集団健診当日に特定保健指導の初回面接を実施し、特定保健指導の実施率の向上を図る。

3. 中間レビュー

- ① 県内の保険税水準の統一や事務処理の標準化などについて、県主催の国民健康保険連携会議および各運営部会等において協議、検討を行った。引き続き県や各市町村、関係機関と連携しながら国民健康保険事業の適正な運営を行っていく。
- ② 特定健康診査受診者の利便性の向上を図るため、受診者が集団健診または個別健診のどちらかを選択して受診できる実施方法とした。個別健診については、館林市邑楽郡医師会の協力の下、館林市、邑楽郡内に所在する医療機関へと拡大して実施した。また、特定保健指導については、集団健診における初回面接を特定健診の受診当日に実施し、実施率の向上を図っている。

4. 最終レビュー

- ① 県主催の国民健康保険連携会議等では、県内の保険税水準の完全統一の前段となる準統一の開始時期や国保税の算定方式などについて、また、事務処理の標準化については県内で統一的な取扱いを行うための今後のスケジュールなどについて協議、検討を行った。引き続き県や各市町村、関係機関と連携を図りながら健全で適正な国民健康保険の運営に取り組んでいく。
- ② 特定健康診査受診者の利便性の向上を図るため、受診者が集団健診または個別健診のどちらかを選択して受診できる実施方法とした。個別健診については、館林市邑楽郡医師会の協力の下、館林市、邑楽郡内に所在する医療機関へと拡大して実施した。また、特定保健指導については、集団健診における初回面接を特定健診の受診当日に実施し、実施率の向上を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	特定健康診査等事業費
	人間ドック受診補助事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
経済振興課	服部 真
1. 現状と課題	
<p>① 企業誘致・支援については、企業活動を活性化させるため、町外からの企業進出や町内における新たな創業支援に取り組むとともに既存企業の事業継続を支援していく必要がある。</p> <p>② 商工振興については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者の状況を把握するとともに、商工会や金融機関等と連携し、事業者のニーズに対応した支援及び消費拡大など地域経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>③ 観光振興については、本町への誘客促進のため、感染症の状況を踏まえつつ、観光協会など関係団体と連携し、感染症対策を取り入れた大泉まつりや花火大会をはじめとする各種事業を実施していくとともに、本町の観光資源の発掘及びニューノーマルに対応したSNSを活用した効果的な情報発信を行う必要がある。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用の安定を図るとともに、就業機会の拡大や女性の雇用環境の改善を図る必要がある。また、いずみの杜のニューノーマルに対応した運営手法について、指定管理者と連携し、検討を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 企業誘致・支援については、企業訪問等により、新たに創設した空き店舗等活用・創業促進事業補助金や事業継続力強化奨励金をはじめとした各種補助金の周知・活用を促進するとともに、企業ニーズや動向の把握に取り組む。また、企業間のビジネスマッチングを支援するため、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、感染症対策を取り入れた企業情報交換会を開催していく。</p> <p>② 商工振興については、住宅リフォーム補助金や店舗リニューアル補助金等の制度周知を積極的に行い活用促進を図り、商業活性化に取り組むとともに、金融機関と連携した制度融資により、町内企業等の資金繰り支援に取り組む。また新型コロナウイルス感染症の影響について町内企業等と情報交換を行い、ニーズを把握するとともに、町独自の支援策の検討を行う。</p> <p>③ 観光振興については、感染症対策を取り入れた上で大泉まつりや花火大会をはじめとする各種事業を実施していくとともに、町内高等学校や観光協会等と連携した商品開発やSNS等による効果的な情報発信を行い誘客を促進する。 また、ニューノーマルに対応した観光のあり方について調査研究を行い、マイクロツーリズム等による新たな誘客の手法について検討を行う。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、町内の雇用状況を把握するため、ハローワークと情報交換を行うとともに、雇用調整助成金、雇用奨励金、女性キャリアアップ奨励金の活用促進を図り、雇用の安定、就業機会の拡大及び女性の雇用環境の改善を図る。また、いずみの杜の運営について、指定管理者と連携し、ニューノーマルに対応した館の運営及び実施事業について検討を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 企業誘致・支援については、町内企業に対して郵送等により各種補助金の周知を行うほか、新たに創設した事業継続力強化奨励金については国の事業継続力強化計画認定制度にかかるオンラインセミナーを実施し、活用につなげた。また、コロナ禍における物価高で苦境に立たされている事業者を支援するため、町独自の支援策として事業復活支援金及び事業所電気・ガス料金補助金を創設し、申請の受付を開始した。企業情報交換会については新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、効果的な感染症対策や実施時期について検討していく。</p> <p>② 商工振興については、住宅リフォーム補助金等の制度について事業所への訪問や郵送のほか、商工会等関係機関と連携した周知を行った。制度融資についても金融機関と連携し安定した資金調達につなげた。また、今年度も商工会と連携し、プレミアム付商品券事業に取り組み、コロナ禍における物価高で影響を受けた家計の支援及び地域経済の活性化を図った。</p> <p>③ 観光振興については、大泉まつりは新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、やむを得ず中止としたが、花火大会は一般観覧席や露店を設けないなど感染症対策を施し開催した。花火大会を通じて、来場した協賛者へ大泉高校考案のゴーヤパンの配布や観光協会におけるYouTubeのライブ配信など、町内外へ本町の魅力を広く発信することができた。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、ハローワークとの情報交換により、雇用状況の把握を行うとともに、雇用調整助成金など各種補助制度を事業所に周知し活用につなげた。また、労働教育委員会との連携によるオンラインセミナーの開催やいずみの杜におけるテレワークスペースの開設などウィズコロナに対応した取組を実施した。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 企業誘致・支援については、町内企業に郵便やオンラインセミナーの開催などにより情報提供を行い、新たに創設した空き店舗等活用・創業促進事業補助金や事業継続力強化奨励金のほか、物価高騰の社会情勢により創設した事業所電気・ガス料金補助金など、各種補助金の申請に繋げた。また、感染症対策を施したうえで企業情報交換会を開催し、参加企業のマッチング支援を実施することができた。引き続き既存の支援策の活用促進を図るとともに事業者のニーズに即した支援策の検討を行う。
- ② 商工振興については、金融機関と連携し、制度融資による新規貸し付けや既存融資の返済条件の変更など、事業者の資金需要に即した支援を行った。また、商工会と連携し、プレミアム付商品券の発行に加え、くらし応援商品券を全町民に配付することにより、地域経済の活性化とともに物価高騰の影響を受ける家計の支援を行った。今後も関係機関と連携し、地域経済の活性化を図っていく。
- ③ 観光振興については、感染症対策のため、やむを得ず各種制限を施した花火大会となったが、来場した協賛者への大泉高校考案のゴーヤパンの配付やYouTubeを活用したライブ配信などにより町内外に広く発信することができた。また、観光協会においても町内のお店紹介などのYouTube配信やメディア取材の受け入れのほか、イベントにおいてサンパショーを披露し、積極的に町の魅力を発信した。引き続き、各種イベントの実施に向けた調整を進めるとともに、YouTube等のコンテンツを更に充実させ、情報発信力の強化を行う。
- ④ 勤労者福利厚生については、ハローワークとの定期的な情報交換により町内の雇用情勢の把握に努めるとともに、町内事業者に雇用調整助成金や雇用奨励金等の活用促進を図り、雇用の維持・拡大に繋げた。今後も、関係機関と連携し、町内の雇用情勢の把握や雇用環境の改善に向けた取組を進める。
また、いずみの杜についても、指定管理者と連携を密にし、感染症対策を施した施設運営をするとともに、予定していたリフレッシュ棟の空調機の更新などの施設改修を行った。今後も老朽化する設備の更新を計画的に実施するとともに各種講座やイベントの再開に向けた調整を進める。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
I 1 工業の振興	企業支援事業
	貸付事業
I 2 商業の振興	商工振興事業
I 4 地域経済の活性化	企業誘致事業
	企業支援事業
I 5 勤労者福祉の推進	勤労者福利厚生事業
	いずみの杜運営事業
I 6 観光の振興	観光協会活動費補助事業
	花火大会事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
農業振興課	岩瀬 隆久
1. 現状と課題	
<p>① 経営所得安定対策については、制度への加入を促進し、野菜等との複合経営や加工用米等の作付け拡大の推進を図るとともに、適正な交付金の支給を行う必要がある。</p> <p>② 認定農業者制度については、農業者の高齢化や後継者不足が深刻化する中、地域農業の担い手となる認定農業者の育成・確保を図るとともに、認定農業者が作成した、農業経営改善計画の達成に向けた支援を行う必要がある。 また、将来、認定農業者となり得る、新規就農者の参入を促進する必要がある。</p> <p>③ 農業の活性化については、近年、米価の下落傾向が続いていることから、農業所得の向上を図るため、6次産業化や地産地消などの新たな取り組みを支援していく必要がある。</p> <p>④ 農地については、担い手への集積が進みつつあるものの、分散した農地での集積となっており、農業経営の生産性向上のため、集約化を図る必要がある。また、遊休農地の増加が懸念されていることから、発生防止や解消に取り組む必要がある。</p> <p>⑤ 農業基盤整備については、水路や農道の経年劣化等による破損箇所の確認及び補修を行い機能低下を防ぐとともに、生産性向上のための整備を行っていく必要がある。また、台風や豪雨に備え、用排水路の溢水対策を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 経営所得安定対策については、農業協同組合と連携した制度の周知や、申請手続きに関する個別相談会の開催等により、制度の活用による需要に応じた米生産や高収益作物の生産を促進するとともに、制度加入者に対しては、適切な栽培管理の徹底を促す。</p> <p>② 認定農業者制度については、関係機関と連携し農業経営改善計画の作成支援や目標の達成状況の確認等を行うとともに、人・農地プランの活用により地域の担い手として明確化するなど、農地の集約に向けた支援を行う。また、新規就農希望者に対する就農相談や情報提供等を行う。</p> <p>③ 農業の活性化については、地元の高등학교と農業者、商工業者等が連携した特産品の開発などの取り組みを支援するとともに、相互の情報共有を図るため、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、感染症対策を取り入れた農業情報交換会を開催していく。</p> <p>④ 農地については、農業委員会が実施する農地利用状況調査や農地利用意向調査の結果を活用し、農地中間管理事業を利用した担い手への農地の集約に取り組む。また、人・農地プランの見直しや活用推進を図るため、地域の話し合いの場を設ける等の取組を行う。</p> <p>⑤ 農業基盤整備については、用排水路・農道等の巡視や農業者からの情報提供により、緊急性の高いものから補修を行い機能の維持を図るとともに、農業者からの要望等に基づき、効率的な用水利用やほ場利用のための整備を行う。また、寄木戸地内七ヶ村用水路の溢水対策工事については、令和8年度完成に向けた業務を進めて行く。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 経営所得安定対策については、農業者に対するパンフレットの送付や窓口における制度説明を行い加入促進を図るとともに、関係機関と連携した個別相談会を開催し、野菜や加工用米等の作付け拡大による需要に応じた作物生産を促した。また、上半期に行ってきた作物の出荷契約や作付け状況の確認に続き、下半期は、栽培管理や出荷状況などの確認を行い、適正な交付金の支給のための事務を進める。</p> <p>② 認定農業者制度については、関係機関と連携し、農業経営改善計画の作成支援を行うとともに、新規就農希望者に関する情報の共有を図り、地域農業の担い手である認定農業者の確保や新たな担い手の育成に取り組んだ。 今後も、認定農業者が地域の担い手として明確化され、農地の集積が促進されるよう、農業委員会と連携した取り組みを行うとともに、新規就農希望者に対しては、就農相談や農地情報の提供等を行っていく。</p> <p>③ 農業の活性化については、地元の高등학교の研究に対し、実習に使用する農地を紹介する等の支援を行うとともに、研究の進捗状況について情報交換を行った。下半期については、農業情報交換会の開催に向け、関係機関との日程調整や発表内容の確認、新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた開催方法等を検討し、情報交換会を開催する。</p> <p>④ 農地については、農地中間管理事業を活用した、農地の集約・集積化に取り組んできた。下半期については、農業委員会と連携して農業者からの意見収集を行うとともに、地域の話し合いの場を設け、将来の農地集積について地域の合意形成を図り、担い手への農地の集積を進める。</p>	

⑤ 農業基盤整備については、農業者等からの要望を受け、用排水路等の機能維持や安全確保のための補修工事を行った。引き続き、水路や農道の巡視、農業者等からの情報収集により、用排水路の破損状況や安全性の確認を行い、修繕を実施するとともに、ほ場の大区画化等についての調査を行う。寄木戸地内七ヶ村用水路の溢水対策工事については、入札により業者が決定し、地域住民への周知も終わったことから、期間内の工事完了に向けた事務を進める。

4. 最終レビュー

- ① 経営所得安定対策については、関係機関との連携により制度の周知や申請手続きに関する事務支援を行い、需要に応じた作物生産への取り組みを促すことができた。また、現地調査等により、作付状況や出荷状況等を確認し適正な支給を行うことができた。
- ② 認定農業者制度については、農業委員会と連携し地域農業の担い手として明確化を図るとともに、農地の集積を図るため農地情報の提供や各種支援制度に関する情報提供を行った。また、新規就農希望者に対しては、関係機関とともに面談を行い、就農に関する情報や農地に関する情報の提供を行う等、新たな担い手の確保に向けた取り組みを行った。
- ③ 農業の活性化については、関係機関と日程や開催方法等についての調整を行い、農業情報交換会を開催することで、地元の高等学校の研究内容や地域の特性を活かした特産品の開発に向けた支援をすることができた。
- ④ 農地については、農業委員会が実施した農地利用状況調査の結果を活用するとともに、農地中間管理事業を推進することで、経営規模を縮小する農家等の耕地を集約することができた。また、耕作不便な農地についても、隣接する農地との一体的な利用を促進したことで、遊休農地の発生防止に繋げることができた。
- ⑤ 農業基盤整備については、農業者からの要望等に基づき、補修や修繕を行い生産基盤の維持や効率的な農業用水利用のための整備を行うことができた。また、寄木戸地内七ヶ村用水路の溢水対策工事については、工事の進捗管理等を行い、計画どおりに完了することができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
I 3 農業の振興	加工用米助成金交付事業
	農地中間管理事業
	用排水路等整備事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市建設部	久保田 治男
1. 現状と課題	
<p>① 都市基盤については、本町が継続的に発展していくため、新たな企業の進出や既存企業の事業拡張を推進し、雇用の拡大、更なる税収の確保等を図る必要があるが、市街化区域内にまとまった土地はなく、大規模な土地の確保が課題となっている。</p> <p>② 公共交通については、令和3年度実施のアンケート調査の分析結果を基に、より利便性の高い公共交通網の構築を検討する必要がある。また、広域公共バス「あおぞら」については、乗車人数の増加に向けてPR活動を行うとともに、乗客の安全確保のため、運行事業者が所有する老朽化した車両の買い替えが必要である。</p> <p>③ 町営住宅については、収納率の向上、老朽空家住宅の解体、長期活用する住宅の長寿命化が必要である。木造住宅の耐震化支援については、耐震診断者派遣や耐震改修事業の啓発活動を行う必要がある。空き家の適正管理については、所有者への指導を行うとともに、老朽危険空家除却支援事業や空家等バンク制度の利用促進を図る必要がある。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、生活圏道路等の舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、雨水冠水箇所の改善、橋梁の長寿命化修繕等を行うとともに、都市計画道路小舞木寄木戸線の整備を進める必要がある。また、令和元年東日本台風による浸水被害地域への対策については、関係機関及び部署と連携して、対策等を実施する必要がある。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化、公共事業の効率化及び土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき、調査完了地区を拡大する必要がある。</p> <p>⑥ 公園については、安心して利用できるように施設の適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。また、大木化や過密化、倒木が危惧される樹木は、剪定や間引き、伐採を行う必要がある。</p> <p>⑦ 下水道事業については、大泉町公共下水道事業計画の全体計画を現実に即した計画とするため、令和4年度中に県の同意を得る必要がある。また、認可区域内の幹線管渠や面整備管の整備を計画的に推進するとともに、下水道未接続者への接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑧ 大泉町環境基本条例に基づく環境基本計画については、良好な環境の保全及び創造に関する施策推進のため、策定する必要がある。ごみ対策については、ごみ排出量削減を図るため、4R運動を促進し、地球温暖化対策については、ゼロカーボンシティ宣言に基づき、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた事業の推進や周知が必要である。</p> <p>⑨ (仮称)太田市外三町広域斎場については、事業主体である太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携及び協議し、令和7年度中の供用開始を目指し整備を進める必要がある。また、公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、新たな墓所の整備を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 都市基盤については、町の発展のため、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、上小泉地区の市街化調整区域の一部を市街化編入する手続きを行い、新産業団地の造成事業に取り組む。</p> <p>② 公共交通については、令和3年度実施のアンケート調査の分析結果を基に、新路線等の調査研究を行う。また、広域公共バス「あおぞら」については、乗車人数の増加に向け、コロナ禍でも実施可能なPR活動を検討し啓発を行うとともに、財源を確保して運行事業者に補助金を交付し、車両の買い替えを行う。</p> <p>③ 町営住宅については、収納率の向上のため、早期の納入指導や長期・高額対象者への法的措置等を行うとともに、間之原及び丘山団地の老朽空家住宅の解体、寿崎団地B棟の外壁等調査を行う。木造住宅の耐震化支援については、支援事業の啓発活動のため、耐震性未確保の住宅へのチラシ配布を行う。空き家の適正管理については、第2期空家等対策計画に基づく指導や助言、支援事業や空家等バンク制度の利用を促進し、空き家問題に対する意識涵養を図る。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、生活圏道路の舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、古氷地区の雨水冠水箇所改修、橋梁長寿命化修繕計画の改定や西小横断歩道橋の修繕等を行うとともに、小舞木寄木戸線は、用地買収等を一部実施する。また、令和元年東日本台風による浸水被害を受けた寄木戸地区等の対策については、農業振興課から監理受託して七ヶ村用水路の改修工事に着手し、吉田地区等では、国・県・太田市・千代田町と連携して休泊川総合内水対策計画の対策を推進する。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、3年次の寄木戸地区北東部及び坂田地区の一部は地籍図、地籍簿の作成と閲覧、2年次の寄木戸地区中東部は、地権者説明会、一筆地調査等を実施する。</p> <p>⑥ 公園については、施設の適正な管理と点検を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づく維持更新工事等やいずみ総合公園等の公園灯LED化工事を実施する。また、いずみ緑道等の高木の剪定や間引きを行うとともに、利用者の安全確保のため、倒木の恐れのある樹木を選定し伐採等を行う。</p> <p>⑦ 下水道事業については、全体計画の市街化調整区域を除く見直しと認可区域の拡大を県に申請し、同意及び認可を得る。また、社会資本整備総合交付金等を活用して未普及解消に向けた管渠等の整備を推進するとともに、下水道未接続者に町補助金等の制度説明を行い、接続促進を図る。</p>	

- ⑧ 環境基本計画については、本町の脱炭素シナリオを策定した上で、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と地域気候変動適応計画を内包して2ヶ年で策定する。ごみ対策については、4R運動の促進として、小型家電等の拠点回収の回数を増やすとともに、生ごみの食農循環システムの構築に取り組む。地球温暖化対策については、電気自動車等購入や家庭用充電設備等設置の補助制度を導入し、公共用電気スタンドを新設する。また、再生可能エネルギーの地産地消に向けて取り組む。
- ⑨ 広域斎場の整備については、組合及び関係市町等と連携及び協議し、組合が発注する火葬炉の選定や基本設計等業務を円滑に進める。また、公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、合同埋葬墓地を新設する設計委託を実施する。

3. 中間レビュー

- ① 都市基盤については、新産業団地造成のため、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、上小泉地区の市街化調整区域の一部を市街化編入するための事務手続きを進めた。下半期も引き続き、新産業団地造成に向けて、地権者説明や市街化編入手続き等事務を行う。
- ② 公共交通については、アンケート調査の分析結果を公表した。下半期は、新路線等の調査研究を行う。また、広域公共バス「あおぞら」は、中学3年生へのPR活動を行うとともに、県に車両買い替えのための補助金申請を行った。下半期は引き続き、乗車人数の増加に向けたPR活動を行うとともに、車両の買い替えを行う。
- ③ 町営住宅については、早期の納入指導による滞納者抑制や長期・高額対象者への集中的な訪問徴収を行った。また、間之原及び丘山団地3棟の解体と寿崎団地B棟外壁等調査を行った。木造住宅の耐震化支援は、4件の診断者派遣と耐震性未確保住宅へのチラシ配布を行った。空き家の適正管理は、2件の除却支援事業の申請と苦情のあった空き家所有者への指導や助言を行った。下半期も引き続き、町営住宅の収納率向上と丘山団地の空家解体、耐震化支援、空き家の適正管理に取り組む。
- ④ 道路の整備・維持管理については、舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、古水地区雨水冠水箇所改修、西小横断歩道橋修繕等の工事を発注し、橋梁長寿命化修繕計画改定に着手した。小舞木寄木戸線は、1件の地権者と用地買収等の契約をした。また、浸水被害対策は、七ヶ村用水路改修工事を発注し、休泊川総合内水対策計画は更に強化をするため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく休泊川流域水害対策協議会の設立に向けて調整した。下半期は、発注工事や業務、用地買収等の進捗管理や浸水被害対策を更に進める。
- ⑤ 地籍調査事業については、寄木戸地区北東部及び坂田地区の一部の地籍図及び地籍簿の作成業務と寄木戸地区中東部の一筆地調査を行うための業務を発注した。下半期は、業務の進捗管理を行う。また、地権者説明会はコロナ禍により中止とし、代替案として、資料を郵送配布した。
- ⑥ 公園については、施設の適正な管理と公園遊具の保守点検業務委託を行った。また、いずみ総合公園等の公園灯LED化工事を発注し、いずみ緑道等の高木の剪定や間引き、倒木の恐れのある樹木の伐採等を行った。下半期も引き続き、施設の適正な管理に努めるとともに、発注済み工事の進捗管理と施設維持更新工事の発注を行う。また、高木の剪定や間引き、伐採を行い、利用者の安全を確保する。
- ⑦ 下水道事業については、全体計画の見直しと認可区域の拡大を県に申請し、7月に同意及び認可を得た。また、幹線管渠や面整備管の築造工事と管渠実施設計業務委託の発注を行うとともに、下水道未接続者には、通知の発送やホームページ等で接続のお願いを行った。下半期は、工事や業務委託の進捗管理を行うとともに、接続促進に取り組む。
- ⑧ 環境基本計画については、策定業務委託を脱炭素シナリオ策定業務と共にプロポーザルを行い契約した。ごみ対策は、小型家電等の拠点回収を年4回に増やし5月と8月に実施するとともに、生ごみの食農循環システム構築の検討を行った。地球温暖化対策は、8件の電気自動車等購入等補助の申請と電気スタンド新設工事を発注した。また、エネルギーの地産地消は、太田市外三町クリーンプラザのごみ焼却熱発電の電力を町内小中学校7校に供給した。下半期も引き続き、計画策定業務や工事の進捗管理を行うとともに、ごみ対策、食農循環、地球温暖化対策、エネルギー地産地消等事業の事務を進める。
- ⑨ 広域斎場の整備については、組合が発注する火葬炉設備工事や基本設計等業務委託の業者を選定した。下半期も引き続き、組合及び関係市町等と連携及び協議し、令和7年度中の供用開始を目指し整備を進める。公園墓地は、合同埋葬墓地新設の設計委託を発注した。下半期は、新設工事の発注や公園墓地条例の改正を進めるとともに、運営方法の検討をする。

4. 最終レビュー

- ① 都市基盤については、新産業団地造成のため、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、上小泉地区の市街化調整区域の一部を市街化編入するための事務手続きを進めるとともに、地権者・耕作者・地域住民等への説明会を4回実施した。
- ② 公共交通については、アンケート調査の分析結果を公表するとともに、近隣自治体や町内企業を訪問し、新路線等の調査研究を行った。また、広域公共バス「あおぞら」は、乗車人数の増加に向けた中学3年生へのPR活動や、利便性向上のために乗降者調査を行うとともに、県の補助金を受け、交通系ICカードに対応した新車両へと買い替えを行った。
- ③ 町営住宅については、収納率向上のため、早期の納入指導による滞納者抑制や長期・高額滞納者への集中的な訪問徴収を行い、特に悪質滞納者に対しては、訴えの提起をし、法的措置を行った。また、間之原団地2棟(2戸)及び丘山団地7棟(13戸)の解体と寿崎団地B棟の外壁等調査を行った。木造住宅の耐震化支援は、6件の診断者派遣と耐震性未確保住宅へのチラシ配布を行った。空き家の適正管理は、2件の除却支援事業の実施と苦情のあった空き家所有者への指導や助言を行った。

- ④ 道路の整備・維持管理については、舗装補修や側溝整備、歩道バリアフリー化、古氷地区雨水冠水箇所改修等の工事が完成し、西小横断歩道橋修繕工事は、令和5年6月の完成に向けて進捗管理を行った。また、橋梁長寿命化修繕計画の改定や道路舗装修繕計画の策定を行うとともに、小舞木寄木戸線は、1件の地権者と移転補償及び用地買収を行った。浸水被害対策は、七ヶ村用水路改修工事2本が完成し、休泊川総合内水対策計画は更に強化をするため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく休泊川流域水害対策協議会の設立に向けて準備を行った。
- ⑤ 地籍調査事業については、寄木戸地区北東部及び坂田地区の一部の地籍図及び地籍簿を作成し閲覧を行い、3年間の調査が完了した。寄木戸地区中東部は、地権者説明会をコロナ禍で中止にしたが、一筆地調査は実施し、現地立ち合いも行き、2年目の調査が終了した。
- ⑥ 公園については、施設の適正な管理と公園遊具の保守点検業務委託を行った。また、いずみ総合公園等の公園灯LED化工事や施設維持更新工事等が完成したが、新たに令和5年5月末までの町民体育館防水改修工事を発注し、工事の進捗管理を行った。さらに、利用者の安全を確保するため、いずみ緑道等の高木の剪定や間引き、倒木の恐れのある樹木の伐採等を行った。
- ⑦ 下水道事業については、全体計画の見直しと認可区域の拡大を県に申請し、7月に同意及び認可を得た。また、発注した幹線管渠や面整備管の築造工事と管渠実施設計業務委託は完了し、下水道未接続者には、通知の発送やホームページ等で接続のお願いを行うとともに、排水設備指定工事店に対し、供用開始区域拡大等の通知を2回発送し、未接続者への接続勧誘を行うなど、接続促進に取り組んだ。
- ⑧ 環境基本計画については、策定業務委託を脱炭素シナリオ策定業務と共にプロポーザルを行い、業者選定のうえ契約し、令和5年度での計画策定に向けて、環境審議会を2回開催した。ごみ対策は、小型家電等の拠点回収を年4回に増やして実施するとともに、生ごみの食農循環システムの構築やパナソニック(株)と「大泉町のごみ減量化に向けた連携協定」を締結した。地球温暖化対策は、27件の電気自動車等購入等補助金の交付と充電スタンドを新設した。また、エネルギーの地産地消は、太田市外三町クリーンプラザのごみ焼却熱発電の電力を町内小中学校7校に供給した。
- ⑨ 広域斎場の整備については、令和7年度中の供用開始を目指し、組合及び関係市町等と連携及び協議を行い、組合は火葬炉設備工事や基本設計等業務委託を発注して業者を選定し、整備を進めた。公園墓地は、合葬墓新設の設計委託が完了し、令和5年度の工事発注に向けて予算の確保を図るとともに、令和6年1月の供用開始に向けて運営方法を決定し、公園墓地条例の改正を行った。

5. 所管する施策

施策名
Ⅱ 1 市街地の整備
Ⅱ 2 道路網の整備・維持管理
Ⅱ 3 公園・緑地の整備・維持管理
Ⅱ 4 河川・水路の整備
V 1 下水道の整備
V 2 地域環境の保全
V 3 循環型社会の推進
V 6 住宅環境の充実

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市整備課	浦野 泰広
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 都市基盤については、本町が継続的に発展していくため、新たな企業の進出や既存企業の事業拡張を推進し、雇用の拡大、更なる税収の確保等を図る必要があるが、市街化区域内にまとまった土地はなく、大規模な土地の確保が課題となっている。</p> <p>② 公共交通については、令和3年度に行ったアンケート調査の分析結果を基に、より利便性の高い公共交通網の構築等の検討が必要である。また、広域公共バス「あおぞら」については、コロナ禍により利用者が減っているため、感染状況に配慮した乗車人数増加に繋がるPR活動を行うとともに、乗客の安全確保のため、運行事業者が所有する老朽化した車両の買い替えが必要である。</p> <p>③ 家賃収納については、コロナ禍以前と比較して、収納率が落ち込んでいる。入居者間の公平性を確保するために、滞納者に対する収納対策を推進する必要がある。</p> <p>④ 町営住宅については、安全性や景観の観点から老朽空家住宅の解体を行う必要がある。また、長期間の使用を見込む町営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づいた補修・改修を行う必要がある。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業を実施しているが利用者が少ない。耐震性が確保されていない住宅所有者に対して、住宅耐震化に向けた啓発活動を行う必要がある。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、管理不全な空き家所有者に対して、適切な管理を求めているが、問題意識の希薄な所有者も見受けられる。また、空き家の除却と利活用を目的とした、既存の制度を促進させる必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 都市基盤については、町の発展のため、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、上小泉地区の市街化調整区域の一部を市街化編入する手続きを行い、新産業団地の造成事業に取り組む。</p> <p>② 公共交通については、令和3年度に行ったアンケート調査の分析結果を基に、県や関係自治体と連携し、新路線等の調査研究を行う。また、広域公共バス「あおぞら」については、コロナ禍における実施可能なPR活動を検討し、利用者増に向けた啓発を行うとともに、財源を確保して運行事業者に補助金を交付し、車両の買い替えを行う。</p> <p>③ 家賃収納については、コロナ禍による収入減等を考慮しつつ、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図る。また、長期・高額に滞納している悪質滞納者に対しては、法的措置を行使し収納率向上に取り組む。</p> <p>④ 町営住宅については、老朽空家住宅の解体を行う。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期間の使用を見込む町営住宅として、寿崎町営住宅B棟の外壁や屋根等の劣化調査を行う。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者の増加を図るため、コロナ禍における実施可能なPR活動として、事業紹介のチラシを作成し耐震性が未確保となっている住宅へ配布する。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、新たな空き家等対策計画に基づき、空き家所有者等に指導・助言を継続して行う。また、空き家所有者等に対し、老朽危険空家除却支援事業や空き家等バンク制度の利用促進を図りつつ、空き家問題に対する意識涵養を推進していく。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 都市基盤については、町の発展のため、大泉町産官金連携土地利用協議会を活用し、上小泉地区の市街化調整区域を、市街化区域に編入するための事務手続きを進めた。下半期も引き続き、地権者への説明等に注力するとともに、スケジュールに沿った、産業団地造成に取り組む。</p> <p>② 公共交通については、令和3年度に行ったアンケート調査の分析結果を公表した。下半期は、県・近隣自治体・町内企業を訪問し、調査結果の上積みを図り、新路線等の調査研究に着手する。また、広域公共バス「あおぞら」については、中学3年生にパンフレットの配布によるPR活動を実施した。下半期も引き続き、利用者増に向けた啓発を行い、車両の買い替え事務も進めて行く。</p> <p>③ 家賃収納については、コロナ禍による収入減等を考慮しつつ、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図った。また、長期・高額に滞納している悪質滞納者に対し、集中的に訪問徴収に取り組んだ。下半期は、法的措置を見据え、退居済み悪質滞納者の所在調査を進める。</p> <p>④ 町営住宅については、老朽空家住宅3戸を解体した。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期間の使用を見込む町営住宅として、寿崎町営住宅B棟の外壁や屋根等の劣化状況調査を行った。下半期は、丘山町営住宅の老朽空家住宅の解体に取り組む。</p>	

- ⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者の増加を図るため、PR活動として事業紹介のチラシを作成し、耐震性が未確保となっている住宅へ配布し、派遣事業に4件の申込みを得た。下半期も引き続き利用者増に向けPR活動を継続する。
- ⑥ 空家等の適正管理対策については、近隣住民から相談を受け、空家所有者等に適切な指導や助言を継続的に行った。下半期は、複数年に渡り指導を続けている空家問題に対し意識希薄な者に、根気強く交渉を行う。また、広報紙・ホームページでのPR活動により、老朽危険空家除却支援事業は2件の申請を得た。下半期は、空家等バンク制度の利用促進も、併せて取り組む。

4. 最終レビュー

- ① 都市基盤については、大泉町産官金連携土地利用協議会を開催し、上小泉地区での産業団地造成に取り組んだ。特に、市街化調整区域を、市街化区域に編入するための事務手続きに注力し、また、地権者・耕作者等への説明会を4回実施した。
- ② 公共交通については、令和3年度に行ったアンケート調査の分析結果を公表するとともに、近隣自治体・町内企業を訪問し、新路線等の調査を行った。また、広域公共バス「あおぞら」については、中学3年生を対象にパンフレットの配布によるPR活動や、毎年秋に行っている乗降調査を実施した。12月には交通系ICカード対応の運賃箱を搭載した新車両への更新を行った。
- ③ 家賃収納については、コロナ禍による収入減等を考慮しつつ、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図った。また、長期・高額に滞納している悪質滞納者に対し、訴えの提起を行い法的措置に取り組んだ。また、古くは昭和の年代まで遡り、所在確認できた滞納者に対して、文書で支払いを求めた。
- ④ 町営住宅については、老朽空家住宅の解体を下半期に更に増やし、上半期と合わせ9棟15戸とした。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期間の使用を見込む町営住宅として、寿崎町営住宅B棟の外壁や屋根等の劣化状況調査を行った。
- ⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者の増加を図るため、PR活動として事業紹介のチラシを作成し、耐震性が未確保となっている住宅へ配布した。結果として、派遣事業に6件の申込みを得たが、改修事業への申請は無かった。
- ⑥ 空家等の適正管理対策については、近隣住民から相談を受け、空家所有者等に指導や助言を行ったが、未対応者が一定数いるため、複数年に渡り指導を受け、空家問題への意識希薄な者に対して、根気強く交渉を行った。また、老朽危険空家除却支援事業は2件の申請を得た。空家等バンク制度については、制度のPR活動を行い物件登録は1件あったが、売買等の契約までは至らなかった。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	広域公共バス事業
	家賃等滞納整理事務
V 6 住宅環境の充実	町営住宅改修等事業
	木造住宅耐震診断者派遣事業
	空き家対策事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
土木管理課	青木 明
1. 現状と課題	
<p>① 住民生活に密着した生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化及び雨水冠水箇所の改修等を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装について、計画的な修繕を実施していく必要がある。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した地域については、財源の確保を図り、対策等を実施する必要がある。</p> <p>③ 橋りょうについては、老朽化が懸念されるため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行い、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>④ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、太田市行政界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。</p> <p>⑤ 街路樹については、交通安全や街の景観上の観点から、適正な維持管理を行う必要がある。</p> <p>⑥ 河川改修整備については、水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備の早期完了について、事業を行う県へ要望を行う必要がある。</p> <p>⑦ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき調査完了地区を拡大していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古氷地区の冠水箇所の改修工事を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装について、計画的かつ効率的な修繕を実施していくため、新たに「大泉町道路舗裝修繕計画」を策定する。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、農業振興課所管の水路改修工事を受託し、設計及び施工監理事務を行う。一級河川休泊川については、国・県・太田市・千代田町と連携して策定した「休泊川総合内水対策計画」を推進する。</p> <p>③ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいて、西小学校の横断歩道橋修繕工事を行うとともに、国の補助制度要綱の改正に合わせた修繕計画の改定を行い、引き続き、国の交付金事業として財源確保を図る。</p> <p>④ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、引き続き、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を行う。</p> <p>⑤ 街路樹については、交通安全や街の景観上の支障にならないように適正な管理を行うため、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の業務委託の進捗管理を行う。</p> <p>⑥ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。</p> <p>⑦ 地籍調査事業については、3年次となる寄木戸地区北東部と坂田地区の一部は地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行う。2年次となる寄木戸地区中東部は、地権者説明会、一筆地調査(境界立ち会い確認)等を実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生活圏道路等の整備については、舗装補修工事や側溝新設工事、歩道バリアフリー化工事及び古氷地区雨水排水管渠工事を計画どおり発注した。老朽化が進行している道路舗装については、計画的かつ効率的な修繕を実施していくため、「大泉町道路舗裝修繕計画」の策定に着手した。下半期も引き続き進捗管理を行い、工事の早期完成及び計画策定を進める。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、農業振興課所管の水路改修工事の設計及び施工監理事務を受託し工事2本を発注した。一級河川休泊川については、国・県・太田市・千代田町と連携して策定した「休泊川総合内水対策計画」をさらに強化するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「休泊川流域水害対策協議会」の設立に向けた調整を行った。</p> <p>③ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいて、西小学校の横断歩道橋修繕工事を発注した。国の補助制度要綱の改正に合わせた修繕計画の改定については計画どおり着手した。下半期については、進捗管理を行い予定のとおり進める。</p> <p>④ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、1件の地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い合意が得られ契約を行った。下半期については、土地所有者発注の移転補償工事について、連絡調整を行い進捗を管理する。</p>	

- ⑤ 街路樹の維持管理等については、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等を計画的に実施した。また、台風シーズン前には高木の点検を行い危険木については伐採を実施した。引き続き、街路樹が起因した事故等を未然に防止するため適切な維持管理を実施する。
- ⑥ 河川改修整備については、邑楽館林主要河川改修促進同盟会の幹事会等の協議を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面開催となった。下半期は、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。
- ⑦ 地籍調査事業については、3年次となる寄木戸地区北東部と坂田地区の一部は地籍図、地籍簿の作成、2年次となる寄木戸地区中東部は、一筆地調査を行うための業務委託を発注した。下半期は、工期内の完了を目指し進捗管理を行う。また、地権者説明会については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止としたが、説明会資料を郵送し事業の周知を図った。

4. 最終レビュー

- ① 生活圏道路等の整備については、舗装補修工事や側溝新設工事、歩道バリアフリー化工事及び古氷地区雨水排水管渠工事が計画どおり完成した。老朽化が進行している道路舗装については、計画的かつ効率的な修繕を実施していくため「大泉町道路舗装修繕計画」を策定した。
- ② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生したセヶ村用水路については、農業振興課所管の水路改修工事の設計及び施工監理事務を受託し工事2本が完成した。一級河川休泊川については、国・県・太田市・千代田町と連携して策定した「休泊川総合内水対策計画」をさらに強化するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「休泊川流域水害対策協議会」の設立に向け準備を行った。
- ③ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、「大泉町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、西小学校の横断歩道橋修繕工事を発注し、令和5年6月完成を目指して進捗管理を行った。国の補助制度要綱の改正に合わせて修繕計画を予定どおり改定した。
- ④ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、1件の地権者と用地買収及び移転補償の契約を行い、地権者発注の移転工事が年度内に完了し、計画どおり1件の移転補償と土地の取得をした。
- ⑤ 街路樹の維持管理等については、高木の剪定や枯損木の伐採、低木の刈り込み、除草等の適正な維持管理を実施し、交差点付近の見通しの確保や、街路樹が起因した事故の防止に努めた。
- ⑥ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県に要望を行った。なお、要望活動は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、邑楽館林主要河川改修促進同盟会会長の館林市長と事務局による少人数で行った。
- ⑦ 地籍調査事業については、3年次となる寄木戸地区北東部と坂田地区の一部は地籍図、地籍簿の作成及び閲覧、2年次となる寄木戸地区中東部は一筆地調査のための現地立会が、それぞれ予定どおり完了した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅱ1 市街地の整備	地籍調査事業
	道路愛護事業
Ⅱ2 道路網の整備・維持管理	道路維持事業
	橋りょう維持事業
	交通安全施設整備事業
Ⅱ4 河川・水路の整備	道路新設改良事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
公園下水道課	今井 靖浩
1. 現状と課題	
<p>① 既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。</p> <p>② 緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等については、植樹から年数が経過していることから大木化や過密化し、生育不良や倒木等が危惧されているため、剪定や間引き、伐採が必要である。</p> <p>③ 大泉町公共下水道事業計画の全体計画については、現実に応じた計画とするため、令和3年度より見直しを行っており、令和4年度中に県の同意を得る必要がある。また、下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、未普及解消に向けて整備を推進する必要がある。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内未接続者については、接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理等を行う必要がある。</p> <p>⑥ 法適用後の下水道事業について、下水道施設を適正に維持するための財産情報を管理し、その企業の性質を活かしながら、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 公園施設については、適正な管理と点検を行い、計画的な維持更新を実施する。また、公園灯についても、いずみ総合公園及びいずみ緑道北延長のLED化を計画的に行う。</p> <p>② いずみ緑道、いずみ総合公園、城之内公園及び街区公園等については、計画的な高木剪定や間引きを行うとともに、倒木の恐れのある樹木の剪定や伐採等を行い、適正な維持管理を実施して、利用者の安全を確保する。</p> <p>③ 大泉町公共下水道事業計画の全体計画については、令和3年度に引き続き、市街化調整区域を除き縮小する見直しを認可区域の拡大と併せて行い、令和4年度中に県に申請し、同意及び認可を得る。また、下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的に整備を推進する。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理に取り組み、工事等の進捗状況の報告を受け確認する。</p> <p>⑥ 下水道事業の企業会計移行により、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成公表することで、財政状態や経営成績をわかりやすく示し、それらを分析することで、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 公園施設については、適正な管理を行うとともに既設公園の遊具の保守点検業務委託を発注し完了した。また、公園灯についても、いずみ総合公園及びいずみ緑道北延長のLED化工事を発注し、12月中の工事完了に向けて工程管理を行う。</p> <p>② いずみ緑道、いずみ総合公園、城之内公園及び街区公園等については、適正な維持管理を行うとともに、倒木の恐れのある樹木を選定し、伐採委託を発注した。下半期も引き続き、計画的な高木剪定や間引きを行い利用者の安全を確保するための維持管理を実施する。</p> <p>③ 大泉町公共下水道事業計画については、全体計画の市街化調整区域を除き縮小する見直し及び認可区域の拡大する変更計画を7月7日に県へ申請し、同月19日に認可を得た。また、拡大した認可区域の整備をすすめるため管渠実施設計業務委託を発注した。下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、概ね予定どおり発注した。下半期も引き続き、2月末の工事完了に向けて工程管理を行う。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内未接続者については、4月に接続のお願いの通知を発送したほか、ホームページにも接続のお願いを掲載し、接続率の向上を図った。また、7月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大の通知を発送し、情報共有を図った。下半期は、未接続者に対し、10月と1月に接続のお願いを通知して、接続促進に取り組む。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、群馬県に負担金を支払い、処理場内の分配槽の新設や汚泥濃縮設備等の更新工事発注の準備を行った。下半期は、分配槽の新設及び汚泥濃縮設備等の更新工事の進捗状況を確認していく。</p>	

⑥ 下水道事業会計は、企業活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取りまとめた帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員の例月監査を受けた。下半期も、引き続き、町長への経理状況報告及び監査委員の例月監査を受け適正な出納・会計事務を行い財政マネジメントの向上に取り組む。

4. 最終レビュー

- ① 公園施設については、適正な管理を行うとともに既設公園の遊具の保守点検業務委託を発注し完了した。また、いずみ総合公園及びいずみ緑道北延長の公園灯LED化工事及び公園施設の維持補修工事を発注し完了したが、いずみ総合公園町民体育館の屋根等の雨漏りが発生したため、令和4年12月に防水改修工事を発注し、令和5年5月末の工事完了に向けて進捗管理を行った。
- ② いずみ緑道、いずみ総合公園、城之内公園及び街区公園等については、適正な維持管理を行うとともに、倒木の恐れのある樹木を選定し、伐採を完了した。また、利用者の安全を確保するため高木剪定や間引きを行った。
- ③ 大泉町公共下水道事業計画については、全体計画の市街化調整区域を除き縮小する見直し及び認可区域を拡大する変更計画について群馬県へ申請を行い7月19日に認可を得た。また、拡大した認可区域の整備をすすめるため管渠実施設計業務委託を発注し完了した。
下水道認可区域内の面整備管については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け発注し完了した。
- ④ 下水道供用開始区域内未接続者については、接続のお願いの通知を3回発送したほか、広報やホームページにも接続のお願いを掲載し、接続率の向上を図った。また、7月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大等の通知を2回発送し、情報共有を図った。
- ⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、群馬県に負担金を支払い、処理場内の分配槽の新設や汚泥濃縮設備等の更新工事を実施した。
- ⑥ 下水道事業会計は、企業活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取りまとめた帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員の例月監査を毎月受け、適正な出納・会計事務を行い財政マネジメントの向上を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II 3 公園・緑地の整備・維持管理	都市公園管理費
V 1 下水道の整備	管渠整備事業
	公共ます設置事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
環境整備課	坂本 藤夫
1. 現状と課題	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため、4R(リフューズ:ごみの発生回避、リデュース:ごみの発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)運動を促進させる必要がある。また、搬出ルールが守られていないごみステーションの改善に向け、意識啓発を行う必要がある。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させる必要がある。</p> <p>③ あき地保全については、改善指導を行った対象地の完了率を向上させる必要がある。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、生活排水の水質浄化の推進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 大泉町環境基本条例に基づく大泉町環境基本計画については、条例の基本理念を実現するために策定し、良好な環境の保全等に関する施策を推進する必要がある。</p> <p>⑥ 地球温暖化対策については、ゼロカーボン宣言に基づき、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた事業を推進するとともに、環境フェアなどで周知啓発する必要がある。</p> <p>⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場については、事業主体である太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携及び協議し、令和7年度中の供用開始を目指し整備を進める必要がある。</p> <p>⑧ 衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械整備の更新工事等を行う必要がある。</p> <p>⑨ 公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、新たな墓所の整備を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため4R運動を促進するとともに、現在行っている小型家電等の拠点回収の実施回数増加に加え、生ごみを再利用し、食と農業に循環させる仕組みづくりの構築などを行う。また、ごみステーションの搬出ルール遵守のため、町内巡回や広報紙等による啓発活動を引き続き実施する。特に違反ごみの多いステーションには、さらにルール遵守の掲示などを行い意識啓発を図る。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させるため、台帳整理や獣医師会など関係機関と連携し、啓発活動を推進する。</p> <p>③ あき地保全については、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、改善の指導・助言を徹底して行うとともに、不適正管理の予防策として事前に通知等で注意喚起を行う。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を図る。また、県や浄化槽協会に対し、浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室開催を依頼する。</p> <p>⑤ 大泉町環境基本計画については、良好な環境の保全等に関する施策を推進するため、緩和策としての「大泉町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と適応策としての「大泉町地域気候変動適応計画」を内包して、令和5年度までの2カ年で策定する。また、基本計画策定時の基礎資料として、本町のゼロカーボンシティ実現の道筋を示すための「大泉町脱炭素シナリオ」も策定する。</p> <p>⑥ 地球温暖化対策については、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた取り組みとして、電気自動車等購入費や家庭用充電設備等設置費の補助制度を導入するとともに、公共用の電気スタンドを新設する。また、太田市外三町クリーンプラザのごみ焼却熱で発電した電力等を公共施設で利用するなど、再生可能エネルギーの地産地消に向けて取り組む。さらに、緑のカーテン事業及びクールシェア事業を引き続き推進するとともに、広報紙や環境フェアを活用し啓発を行う。</p> <p>⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、組合及び関係市町等と連携及び協議し、令和3年度に策定した整備基本計画に基づき、組合が発注する火葬炉の選定や基本設計等業務を円滑に進める。</p> <p>⑧ 衛生センターについては、適正な維持管理を行うとともに、3年間の包括運営管理業務委託の最終年度となるため、次期整備計画を作成する。</p> <p>⑨ 公園墓地については、残墓所数の減少や多様化する埋葬方法への需要に対応するため、合同埋葬墓地を新設する設計委託を実施する。また、樹木葬等についても、引き続き調査研究を行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① ごみ対策については、ごみ排出量削減のため、4R運動の促進とともに、小型家電等の拠点回収の実施回収を年4回とし、5月、8月に実施した。また、食農循環の仕組みづくりについては、先進自治体の情報収集や、町内にある大手電機企業からの生ごみ処理機を使用した提案などの検討を行った。下半期も引き続き、4R運動を促進するとともに、小型家電等の拠点回収を11月、2月に予定し、食農循環は、引き続き調査検討を実施する。ごみステーションへのごみの搬出については、職員によるパトロールを実施し、違反ごみの多いステーションにはルール遵守の掲示や周辺の住宅などへチラシを配布し啓発した。下半期も引き続き、パトロール及び啓発を実施する。
- ② 狂犬病予防注射については、登録者への通知や広報紙等で周知を行って春の集合注射を実施し、接種率向上を図った。下半期は、秋の補完注射の通知や広報などで周知を行い実施するとともに、獣医師会など関係機関と連携し、個別注射での接種率向上を図る。
- ③ あき地の保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合には更に電話や直接指導などを行った。下半期も引き続き、指導等を実施する。
- ④ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置の啓発や廃食用油回収を行った。また、県等が実施していた浄化槽教室は、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、町民ホールにて合併処理浄化槽転換の推進の動画により啓発した。下半期も引き続き、広報等で水質改善について周知啓発を実施する。
- ⑤ 大泉町環境基本計画については、予定どおり、プロポーザルにより業者を選定し、令和5年度までの契約を行い、本町のゼロカーボンシティ実現の道筋を示す「脱炭素シナリオ」についても契約を行った。また、環境基本計画策定等の環境推進会議(内部組織)や環境審議会(外部組織)の委員を選定し、基礎資料となるアンケート調査表の内容を協議した。下半期は、アンケート調査を実施し、その結果により計画の骨子を作成する。
- ⑥ 地球温暖化対策については、電気自動車等購入費等の補助制度により8件の申請があり、また、公共用電気スタンド設置工事を発注した。地産地消については、太田市外三町クリーンプラザのごみ焼却熱で発電した電力を町内の小・中学校7施設へ供給できるよう契約した。緑のカーテン事業については、公共施設等へニガウリ等の苗を配布し、住民には広報紙等により啓発して緑のカーテンコンテストを実施した。クールシェア事業は、県のぐんまクールシェア事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、町の事業も合わせて中止にした。下半期は、環境フェアを新型コロナウイルス感染症の影響により中止とするため、代替案として「環境パネル展」を公民館、役場町民ホール、いずみの杜を会場に行う。
- ⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、整備計画に基づき、組合が発注する火葬炉や基本設計等業務選定の委員に所管課として参加し、委託業者を選定した。下半期は基本設計等、構成する一市三町と連携し協議し、令和7年度中の供用開始を目指す。
- ⑧ 衛生センターについては、委託業者と打合せを行い、次期3年間の包括運営管理業務委託の見積書や仕様書、設備更新計画等の依頼を行った。下半期は、見積書等の精査を実施する。
- ⑨ 公園墓地については、予定どおり、合同埋葬墓地新設のための設計委託を発注した。下半期は、合同埋葬墓地の工事発注や条例改正、運営方法を検討する。

4. 最終レビュー

- ① ごみ対策については、広報紙での啓発とともに、リサイクル率向上のため春・夏・秋・冬に小型家電の拠点回収を4回実施した。また、分別促進に向けた取り組みとして国からの協力を得て、坂田地内で製品プラスチックの実証実験を行った。環境フェアについては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、代替として環境パネル展を、令和3年度に実施した公民館ロビー・役場町民ホールに加え、いずみの杜の回廊においても実施し、ごみの減量化・資源化や、電気式生ごみ処理機等を展示し生ごみ処理の重要性を啓発した。ごみステーションへのルール違反ごみ対策としては、職員によるパトロールの実施や、看板掲示、周辺住宅へのチラシ配布を行った。
- ② 狂犬病予防注射については、接種率向上のため、春と秋に集合注射の実施通知や広報にて周知をするとともに、県獣医師会など関係機関と連携し実施した。また、個別注射を実施するホームセンターに対し、接種した犬の飼い主へ町の注射済票の交付を受けるよう周知のお願いをした。また、犬の登録等の周知についても邑楽館林狂犬病予防・動物愛護関係連絡協議会の会議時において啓発した。
- ③ あき地の保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合は電話や訪問にて指導を行い、完了率の向上を図った。また、予防策として3月末に、令和4年度に指導した所有者に対し、引き続きの適正管理について、依頼通知を発送した。
- ④ 休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を行った。また、浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室は、県浄化槽協会による動画視聴方式にて実施するとともに、町民ホールにおいて、県が作成した浄化槽転換動画を放映し啓発を行った。

- ⑤ 大泉町環境基本計画については、予定どおり、プロポーザルにより業者を選定し、令和5年度までの契約を行い、本町のゼロカーボンシティ実現の道筋を示す「脱炭素シナリオ」についても契約を行った。また、環境基本計画策定等の検討機関として、環境推進会議(内部組織)や環境審議会(外部組織)を設置し、委員選定の上、基礎資料となるアンケート調査票の内容を協議し、10月17日から31日の間に調査を実施した。また、アンケート調査結果や基礎調査結果など、環境推進会議や環境審議会に諮り計画策定の基本的考え方について整理した。
- ⑥ 地球温暖化対策については、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取り組みとして、新規事業として電気自動車等購入費の補助制度や公共用の充電スタンド設置を行った。また、緑のカーテン事業として、公共施設等へニガウリの苗を配布するとともに、緑のカーテンコンテストを実施し、結果を広報紙やホームページに掲載し、環境パネル展においては、公民館ロビー等にてポイ捨て防止ポスター、緑のカーテンコンテスト入賞作品などを掲示し啓発を図った。
- ⑦ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、組合及び関係市町等と連携及び協議し、令和3年度に策定した整備基本計画に基づき、組合が火葬炉設備工事や基本設計等業務を発注し工程表どおり進めた。
- ⑧ 衛生センターについては、日常点検や年2回の定期点検を実施するとともに、整備計画に基づき浄化槽汚泥循環ろ過原水ポンプの機械設備の更新工事を実施した。
- ⑨ 公園墓地については、合葬墓の設計委託及び条例の一部改正を行った。また、令和6年1月の供用開始に向け、令和5年度の合葬墓建設工事の予算計上を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V2 地域環境の保全	畜犬等関連事業
	浄化槽設置事業
V3 循環型社会の推進	資源ごみ分別収集事業
	地球温暖化防止対策事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
会計課	青木 博

1. 現状と課題

- ① 歳入歳出予算の適正な執行を確保するため、伝票に関する審査及び出納事務については、法令等に基づき、厳正に行う必要がある。
- ② 昨今の厳しい財政状況を踏まえながら、歳計現金や基金などの公金については、確実な保管及び効率的な運用を行っていく必要がある。
- ③ 事務用消耗品については利用状況を分析し、一括購入や品目の選定などにより経費の節減に努める必要がある。
- ④ 銀行等へのデータ転送を行っている伝送システムのISDN回線が令和5年度で終了するため、システムのリプレースについて検討する必要がある。

2. 取組方針

- ① 伝票審査については、日々の業務の中における個別指導や職員研修のほか、誤りやすい箇所等の説明を加えた職員研修用資料の見直しを行う。
- ② 歳計現金に資金不足が見込まれる際には財政調整基金からの繰替運用で対応できるよう、歳入歳出予算執行計画の状況を踏まえ、計画的な管理を行い、資金の確保に努める。また、基金については一括運用を継続し、確実かつ効率的な運用を行う。
- ③ 事務用消耗品については、一括購入や選定物品の見直しを行いつつ、余剰品を活用し、経費節減に努める。
- ④ 伝送システムのリプレースについては、システムを利用する関係各課と連携し、データの転送先である指定金融機関等と調整しながら、検討を行う。

3. 中間レビュー

- ① 新入職員を対象とした伝票作成研修会を実施したほか、伝票の誤りについてもその都度個別に指導を行った。また、例月出納検査における指摘事項については、所管課長へ報告し留意するよう依頼した。下半期についても、引き続き個別指導を行い、10月入職の職員を対象とした研修会を実施する予定。
- ② 歳計現金については、上半期は短期運用は行えなかった。下半期も12月に新庁舎建設に伴う土地取得が控えていることから、基金から繰入れし、執行計画に基づき資金管理を行っていく。また、基金について、上半期は債券購入を見送ったが、下半期は経済市況の動向や金利状況等を勘案し、債券購入を検討していく。
- ③ 事務用消耗品については、在庫管理がしやすいよう請求様式を改め、適切な物品購入をすることで欠品を防いだ。下半期も在庫管理を徹底しながら、余剰品のリユースに取り組み、引き続き経費削減に努めていく。また、物品の使用状況等を把握し、購入品目の見直しの基礎資料とするため、職員へのアンケート調査の実施を予定している。
- ④ 公金の振替・振込情報の伝送サービスとして、行政専用ネットワークであるLG-WAN回線を利用した方式の採用に向け、指定金融機関等と調整をしている。

4. 最終レビュー

- ① 伝票作成の職員研修については、4月及び10月入職の職員を対象に実施した。全体的な研修はコロナ禍により見送り、通常業務の中で個別指導を実施した。今後も誤りやすい点について財務会計システムのマニュアルに注意するポイントを記載するなど、マニュアルの見直しを行い、改善を図る。
- ② 歳計現金については、歳入歳出の予算執行及び残高状況を確認することにより、必要な額を見極めながら繰替運用を行い、滞ることなく支払いを実施した。基金については、一括運用を行う中で債券を購入し、安全性、流動性及び収益性を確保した運用が図れた。
- ③ 事務用消耗品については、職員アンケートを実施し、要望の多いものや使用実績の状況を考慮し、令和4年度において見直しを図り、各課に周知した。また、あわせて各課に対し、余剰事務用品の活用を促した。今後も実績状況を見極めながら、事務用消耗品の経費節減に努める。
- ④ 公金の振替・振込情報の伝送サービスとして、行政専用ネットワークであるLG-WAN回線を利用した方式を採用し、令和5年3月より運用を開始した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育部	石川 肇
1. 現状と課題	
<p>① 就学援助制度については、制度内容の周知において関係部署や学校との連携が重要かつ不可欠である。そのため、令和4年度においても、引き続き緊密に連携を図りながら適切な就学支援に取り組む必要がある。</p> <p>② 不登校の未然防止及び学校復帰に向けた取組を工夫・改善しながら、不登校児童生徒及び保護者に対するきめ細かな支援を行っていく必要がある。</p> <p>③ 児童虐待については、全国的に児童虐待が増加しており、児童の死亡などの重大事案も発生していることから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図っていく必要がある。</p> <p>④ 保育行政については、効率的な保育園運営をはじめ、特別保育や新たな子育て支援など保育に関する様々なニーズに対応していく必要がある。</p> <p>⑤ 生涯学習については、コロナ禍で制約を受けた町民の「学び」に対して、学習機会を提供するとともに、地域公民館や各種団体・サークルの自主活動を支援する必要がある。図書館については、指定管理者制度導入に向けた業務を進めるとともに、図書館ビジョンに基づき各種施策を推進していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 就学時健康診断や児童生徒の転入・編入時における保護者への個別説明が有効と考えられるため、各小中学校教諭との連携を継続していく。また、地区民生委員の協力も得ながら該当世帯に係る情報共有や収入状況の実態把握を随時実施していく。</p> <p>② あゆみ教室(適応指導教室)やスマイル教室を活用し、個々の児童生徒に合わせた多様な支援を工夫・改善させながら、不登校児童生徒や保護者に寄り添った、きめ細かな支援を行っていく。</p> <p>③ 児童虐待については、広報紙やホームページ、各種のイベントなど様々な機会を捉えて虐待防止のための啓発を行っていく。また、相談・支援体制を強化し、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、要保護児童世帯等を継続的に支援していく。</p> <p>④ 保育行政については、私立保育園の持つ柔軟な保育ノウハウや運営手法を勘案し、「民間でできることは民間に委ねる」方針により、一部の町立保育園について民営化を進めていく。</p> <p>⑤ 生涯学習については、町民のニーズやライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、町民が学んだ成果を発揮できるよう支援する。また、地域公民館や各種団体・サークルの自主活動の支援に取り組む。図書館については、指定管理者制度導入に向け指定管理者選定業務に取り組むとともに、図書館ビジョンの基本目標実現に向け施策を進める。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 就学援助制度については、転入時等において保護者への説明を遺漏なく実施するとともに、他課との連携により該当世帯に対する制度内容の説明や家庭状況の聞き取りを行っている。なお、申請書の内容確認において、学校内での児童生徒の状況確認や世帯収入を正確に把握するなど、適正な制度運用に取り組む。</p> <p>② 不登校児童生徒が学校に復帰できるように在籍校の授業内容を取り入れるなど、あゆみ教室(適応指導教室)やスマイル教室の取り組みについて工夫改善を行った。しかし、学校復帰には至っておらず、児童生徒・保護者に寄り添った支援を継続していく必要がある。また、各学校では、スクールカウンセラーを活用した校内の相談体制を整備し教育相談の充実を図っており、今後も継続し取り組む。</p> <p>③ 児童虐待の啓発活動については、広報紙、ホームページ、デジタルサイネージへの掲載、のぼり旗の設置や就学時健診時に講話を行うなど計画どおりに実施している。また、令和4年4月1日に子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談・支援体制の強化を図った。今後、より専門性を高めるため職員の資質向上を図る。要保護児童対策地域協議会については、計画どおり開催し、情報共有を図るとともに支援を行った。</p> <p>④ 民営化については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により保護者説明会が遅れぎみとなり、保護者の理解も進まない状況で計画どおり進んでいない。しかし、アンケート調査を実施し、その結果では、賛成及び概ね賛成の回答が高くなっている。今後、保護者の理解を得られるよう資料作成や意見交換に取り組む。</p> <p>⑤ 生涯学習については、町民のニーズや生活課題に応じた多様な学習講座の提供を行っている。また、公民館活動の活性化につながる各種団体・サークルの自主活動の支援を行っている。図書館については、指定管理者選定業務を進めるとともに、図書館ビジョンの基本目標実現に向け事業実施に取り組む。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 就学援助制度については、転入時等において保護者への制度説明を遺漏なく実施。また、民生委員と情報共有を図るとともに、関係部署と連携しながら保護者へ個別の聞き取りを行い、家庭状況の把握を行った。令和5年度においては、新たな支援施策を視野に、就学支援に至る世帯個々の要因分析への取り組みを進める。
- ② 各学校とも、電話連絡や家庭訪問、タブレットを活用した連絡など、本人や家庭(保護者)との連携を緊密に図り、状況の改善や登校に向けての支援を行った。適応指導教室(あゆみ教室)では、県に要請して自立支援アドバイザーを派遣してもらい、保護者等への相談や児童生徒を対象に心の授業を行うなどの支援を実施した。スマイル教室では、オンラインでの教室参加の取組も実施した。登校渋りや不登校傾向の児童生徒は減少しておらず、令和5年度も、家庭や関係機関と連携をしながら、児童生徒や保護者にあった必要な支援、取組について改善などを継続して行っていくことが重要である。
- ③ 児童虐待の啓発活動については、広報紙等の活用や就学時健診時に講話を行うなど計画どおりに実施した。また、令和4年度、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談・支援体制の強化を図るとともに、各種研修会に参加し職員の資質向上を図った。また、要保護児童対策地域協議会については、計画どおり開催し、情報共有を図るとともに支援を行った。令和5年度も引き続き取り組んでいく必要がある。
- ④ 民営化については、保護者との意見交換などを踏まえ、民営化開始を当初の計画より1年延長とし、令和4年12月定例議会で条例改正の議決をいただいた。今後はより良い民営化(保育)に向けて、事業者の選定、また、三者協議会にて協議を重ねていくことが重要である。
- ⑤ 生涯学習については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて家庭教育学級などの各種講座を実施した。公民館については、公民館利用サークル連絡協議会等の活動発表会を開催した。図書館については、指定管理者選定審議会にて候補者を決定し、12月議会で指定管理者が承認された。令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行することに伴い各種事業の充実を図る。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅳ2 子育て支援の充実
Ⅵ1 就学前教育と保育の充実
Ⅵ2 教育環境の充実
Ⅵ3 生涯学習の推進
Ⅵ4 青少年育成の推進
Ⅵ5 スポーツ・芸術文化の振興
Ⅵ6 文化財の保存と活用

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育管理課	千吉良 輝夫
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 就学援助制度について、令和3年度に制度内容の概要をまとめたリーフレットをわかりやすく改訂し、関係部署での配布を行うなど周知方法の見直し・改善に取り組んだ。令和4年度においても、引き続き、関係部署や学校と緊密に連携しながら、適切な就学支援に取り組む必要がある。</p> <p>② 教育委員の資質向上について、令和2、3年度にわたり新型コロナウイルス感染拡大の影響により、教育現場の先進事例に関する研修や視察が実施されていない状況であるため、教育現場の現状把握及び教育委員の資質向上に向けた研修や視察の実施に取り組む必要がある。</p> <p>③ 学校施設について、小中学校とも老朽化対策としての大規模な改修が必要な状況であるため、「公共施設の個別施設計画」による優先順位に基づき、長寿命化の視点から大規模改修工事を進める。また、緊急的な修繕や工事等も増えており、学習環境に支障を生じさせないよう速やかに対応していく必要がある。</p> <p>④ 学校のICT環境整備について、「GIGAスクール構想」の実現に向けたネットワーク環境整備や1人1台の情報端末の配備によりICT環境は飛躍的に整備されたが、他自治体において配備が進みつつある補助機器等について、自治体間での教育格差につながることはないよう、導入の効果及び財政的な視点より調査研究を進める必要がある。</p> <p>⑤ 学校敷地内の樹木について、現在、小中学校7校全てのサクラの木がクビアカツヤカミキリの被害を受けており、強剪定または伐採の対応が喫緊の課題となっている。また、その他の樹木についても高木化や枝の繁茂が著しい状況も見られるため、計画的に伐採等の対応を検討する必要がある。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 就学時健康診断や児童生徒の転入・編入時において、保護者へ制度内容を直接説明することが有効な機会と考えられるため、個別の聞き取り対応を丁寧に実施する。また、各小中学校の教諭や地区民生委員との連携を継続しながら、該当世帯に係る情報共有や収入状況の実態把握を随時行う。</p> <p>② 邑楽郡教育委員会連絡協議会開催の研修視察への参加や教育のICT化に関する先進地視察などを行い、本町の取り組みとして効果のある事例の調査研究を実施する。</p> <p>③ 令和4年度は南小学校校舎長寿命化改修工事の第Ⅱ期工事が実施されるため、工事全般にわたる進捗管理を適切に実施する。また、新たに西小学校校舎長寿命化改修工事の設計委託を行う。</p> <p>④ 今後、導入が予想されるデジタル機器について、課題や導入効果の調査研究を行う。また、他自治体で導入が進む電子黒板などの補助機器の配備について、ICT環境の整備充実の視点から調査研究を行う。</p> <p>⑤ 各小中学校ごとに、サクラの木を含む危険樹木の現況調査を実施する。その調査結果に基づき強剪定や伐採等について、財政面での平準化も含め計画的な対応を行う。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 就学援助制度については、転入時等において保護者への説明を遺漏なく実施している。また、児童扶養手当現況届提出時においても、こども課と連携し制度内容の説明や家庭状況の聞き取りを行っている。なお、申請書の内容確認において、世帯の収入状況を正確に調査するなど適正な制度運用に取り組んでいる。</p> <p>② 邑楽郡教育委員会連絡協議会開催の研修視察については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催未定の状況である。なお、令和4年度市町村教育委員会研究協議会の開催が予定されているため、教育現場におけるICTの活用や不登校問題を題材とする研究会に参加し、教育委員の資質向上に加え、学校教育の諸課題解決に向けた取組を進めて行く。</p> <p>③ 南小学校校舎長寿命化改修工事については、追加工事や改修方法の変更が生じたため、工事金額の増額を補正予算にて対応し、工事請負契約の変更契約を締結するなど関連事務を速やかに進捗させた。また、令和4年度の第Ⅱ期工事について、児童の安全確保に十分配慮しながら工事が進められるよう適切な進捗管理に取り組んでいる。</p> <p>④ 電子黒板を含むICT環境の整備充実に関する補助機器等については、他自治体の導入状況や教育面での効果やメリットの調査研究を進めている。また、教育現場における積極的なICTの活用についての研修会に参加するなど、全国的な導入事例や動向についての調査研究への取組も進めて行く。</p> <p>⑤ 各小中学校の樹木管理については、サクラの木を含む危険樹木の現況調査を進めている。なお、強風による緊急的な倒木対応が2件発生したが、児童生徒へのけがや施設への被害もなく速やかに伐採対応を行った。今後も緊急対応が必要な樹木については、業者の意見やアドバイスを参考にしながら最善な対応を実施していく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 就学援助制度については、転入時等において保護者への制度説明を遺漏なく実施した。また、民生委員と情報共有を図るとともに、関係部署と連携しながら保護者へ個別の聞き取りを行い、家庭状況の把握を行った。令和5年度においては、新たな支援施策を視野に、就学支援に至る世帯個々の要因分析への取り組みを進めていく。
- ② 教育委員の資質向上については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため各種研修会が中止となった。令和5年度においては、邑楽郡教育委員会連絡協議会開催の研修会に加え、教育課題解決に向けた先進事例の視察を実施するなど、資質向上に向けた取り組みを実践していく。
- ③ 南小学校校舎長寿命化改修工事については、工事請負業者及び学校との定期的な調整会議を実施しながら、遺漏なく進捗管理を行い、令和3年度及び令和4年度にわたる2年間の工事が完了した。また、児童の安全確保には十分な配慮を行いながら工事を進め、事故等の発生もなく無事に完了することができた。なお、令和5年度から着工予定の西小学校校舎長寿命化改修工事の設計委託も計画どおり進捗することができた。
- ④ 学校のICT環境整備については、特に電子黒板の有効活用について他自治体の状況確認を行った。また、各学校の情報担当教諭により、授業での導入効果及びメリットの検討を進め、令和5年度の試行的な電子黒板導入により具体的な課題等の検証を実施していく。その検証結果を受け、本格導入へ向けたスケジュール及び経費負担等の試案作成に取り組む必要がある。
- ⑤ 学校敷地内の樹木については、クビアカツヤカミキリの被害が甚大なサクラの木の伐採を行った。また、老木化及び高木化した樹木も多くあるため、計画的な剪定、伐採対応が必要である。そのため、各学校の樹木管理に係る現況調査を実施し、危険樹木の特定を行いながら優先順位を付けて対応を行った。令和5年度においても、優先順位を考慮しながら強剪定及び伐採等を進めていく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	施設整備事業(小学校)
	施設整備事業(中学校)

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育指導課	前田 修
1. 現状と課題	
<p>① 「学校における新しい生活様式」を踏まえて教育活動を工夫するとともに、教職員の資質及び指導力向上を図ることにより、児童生徒の学力を向上させていく必要がある。</p> <p>② 不登校児童生徒及び保護者への支援をきめ細かに行うとともに、新たな不登校を出さないための取組や学校復帰に向けた取組を、工夫・改善させていく必要がある。</p> <p>③ 1人1台の情報端末を、授業や学校生活等で有効に活用できるよう、教員のICT活用能力や指導力向上を図る必要がある。</p> <p>④ 学校給食に対する保護者支援に継続して取り組むとともに、学校給食費の未納対応を計画的・継続的に行い、収納率を維持・向上させていく必要がある。</p> <p>⑤ 在籍数(在籍割合)が増加している外国籍児童生徒に対する日本語教育、及び、学校生活への適応指導を充実させていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 喫緊の教育課題についての教職員研修を実施するとともに、指導主事の学校訪問や校長会議での指導・助言により、教職員一人一人の資質及び指導力を高め、児童生徒の学力向上を図る。</p> <p>② あゆみ教室(適応指導教室)やスマイル教室での取組を工夫・改善させながら、児童生徒・保護者に寄り添った支援を行う。また、学校では、スクールカウンセラー等を活用した教育相談の充実を図る。</p> <p>③ すべての教員が、授業や学校生活等で情報端末等のICT機器を効果的に活用できるよう、校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を継続し、ICT活用能力および指導力を高めていく。</p> <p>④ 町の保護者支援(学校給食費補助)については、町や学校のホームページ、給食便りや入学説明会等で継続して周知していくとともに、支援の拡充に取り組んでいく。また、未納家庭への連絡や訪問、申出徴収を計画的に実施し、収納率の維持・向上を図る。</p> <p>⑤ 外国籍児童生徒の「個別の指導計画」に基づき、日本語学級での日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 感染状況を踏まえ、対面形式やオンライン形式を使い分けながら、喫緊の教育課題についての教職員研修を実施した。前期の学校訪問では、町教育委員会の指導主事や東部教育事務所の指導主事により授業改善や喫緊の課題の対応について指導助言を行った。今後も校長会議等で町教育委員会より、教職員の指導力向上について具体的な事例を示すとともに、9月からの後期学校指導訪問においても授業及び各学校の校内研修の取り組みに対して適切な支援を行い、教職員の指導力向上につなげていく。</p> <p>② 不登校児童生徒が学校に復帰できるように在籍校の授業内容を取り入れるなど、あゆみ教室(適応指導教室)やスマイル教室の取り組みについて工夫改善を行った。しかし、学校復帰には至っておらず、児童生徒・保護者に寄り添った支援を継続していく必要がある。また、各学校では、スクールカウンセラーを活用した校内の相談体制を整備し教育相談の充実を図っており、今後も継続し取り組んでいく。</p> <p>③ 各学校では、校内研修にICT研修を位置づけ、情報端末等のICT機器の活用に関する指導力向上を図っている。また、町教育研究所・ICT活用研究班の研修の成果を各学校で啓発することで、効果的な活用についても研修が進み、指導力の向上につながっている。今後も研修の充実を図り、効果的な活用を進めていく。</p> <p>④ 町や各学校のホームページ、給食便りや保護者あて通知等で学校給食に対する保護者支援(学校給食費補助)について周知を図ることができた。また、収納率の維持・向上を図るために、各学校では連絡メールを活用し口座振替日を周知したり、未納者に対して通知を配布するなど、学校給食費の未納対応の適切な取り組みを行っている。今後も収納率の維持向上を図るための取り組みを継続していく。</p> <p>⑤ 町教育研究所・研究班(日本語指導研究班)において、個別指導計画や日本語学級での指導資料の共通理解を図り、日本語教育、及び、学校生活への適応指導を充実させることができた。今後も研修を進め、各学校での日本語教育の充実を図りたい。</p>	

4. 最終レビュー

- ① コロナ禍であったが、オンラインを活用して教職員研修を実施し、資質向上及び指導力向上を図った。発達障害に関する研修では、すぐにでも実践できる内容が紹介され、教職員の資質を高めることができた。各小中学校への後期学校訪問指導については通常通り開催することができ、町教委及び東部教育事務所指導主事により、教員の授業改善への取組や方向性を指導・助言した。今後も、適切な開催方法を検討しながら、資質向上及び指導力の向上を目指し、喫緊の課題解決に向けた教職員研修を企画・実施していく必要がある。
- ② 不登校児童生徒に対しては、各学校とも、電話連絡や家庭訪問、タブレットを活用した連絡など、本人や家庭(保護者)との連携を緊密に図り、状況の改善や登校に向けての支援を行った。適応指導教室(あゆみ教室)では、県に要請して自立支援アドバイザーを派遣してもらい、保護者等への相談や児童生徒対象に心の授業を行うなどの支援を実施した。スマイル教室では、オンラインでの教室参加の取組も実施し、児童生徒や保護者に対してきめ細かな支援を行うことができた。登校渋りや不登校傾向の児童生徒は減少しておらず、今後も、家庭や関係機関と連携をしながら、改善に向けて必要な支援や取組を継続して行っていくことが重要である。
- ③ 町教育研究所の「ICT活用研究班」においてタブレットの効果的な活用について検討し、授業実践事例については、グループウェアで町内7校で共有して、校内研修や資質向上研修などで周知し、学校での実践につなげた。
タブレットの活用については、学級閉鎖時の連絡や課題配信、オンラインでの授業配信等で各学校で工夫して取り組むことができた。また、児童生徒の学力向上につなげるため、学習支援ソフトについての研修を実施した。
令和5年度は電子黒板の導入が予定されているため、授業でのより効果的な活用さらなる工夫・学力向上につながる家庭での活用も含め、様々な場面でICTを活用した対応ができるよう、教職員のICT指導力向上に継続して取り組んで行く必要がある。
- ④ 町や各学校のホームページ、給食便りや保護者あて通知等で学校給食に対する保護者支援(学校給食費補助)について周知を図ることができた。また、学校管理職(校長・副校長・教頭)や学校事務職員と連絡・協力し、現年度の未納額の徴収について、家庭への連絡や申出徴収を進めるための取組等を継続して実施した。さらに、過年度給食費未納家庭への訪問徴収は、感染症の状況をふまえつつ、可能な範囲で実施し、学校給食費の未納対応の適切な取組を行った。今後も収納率の維持向上を図るための取組を継続していく。
- ⑤ 町教育研究所(日本語教育研究班)において、個別の指導計画や日本語学級での指導資料の共通理解をすることで、各校での日本語指導の充実につながり、町としての日本語指導の仕方の共通理解を図ることができた。
多言語サロンでは、編入児童生徒への学習支援や生活支援の指導の充実が図られ、各校へのスムーズな編入につながった。今後も研修を進め、各学校での日本語教育の充実を図りたい。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	学力向上対策推進事業
	小学校英語教育推進事業
	いじめ防止対策事業
	適応指導教室事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
こども課	金井 隆浩
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する子育てニーズに対応するための施策を推進する必要がある。</p> <p>② ファミリー・サポート・センター事業については、会員が安全に相互に援助活動ができるように支援していくとともに、子育て中の保護者をサポートしていく必要がある。</p> <p>③ 児童虐待については、全国的に児童虐待が増加しており、児童の死亡などの重大事案も発生していることから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図っていく必要がある。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた、ひとり親家庭について、生活の安定と自立を図るための支援が必要である。</p> <p>⑤ 成長過程において、幼児教育・保育はとて重要であることから、保育士等の資質の向上を図る必要がある。</p> <p>⑥ 保育行政については、効率的な保育園の運営をはじめ、特別保育や新たな子育て支援などの保育ニーズに対応していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」については、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて実施内容を検討し、施策の推進を図っていく。また、新たな国等の事業が実施される場合については、制度の周知を図るとともに、適切に対応していく。</p> <p>② ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知を行い利用者や会員数の増加を図るとともに会員向けの講習会を実施し、会員の資質の向上を図るとともに、保護者支援の充実に取り組む。</p> <p>③ 児童虐待については、広報紙やホームページ、各種のイベントなど様々な機会を捉えて虐待防止のための啓発を行っていく。また、相談・支援体制を強化し、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、要保護児童世帯等を継続的に支援していく。</p> <p>④ ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金の制度の周知を行い支援を行っていく。また、生活を安定させ自立できるようハローワークと連携し就労支援相談を行い就労へとつないでいく。</p> <p>⑤ 保育園等については、特別な配慮が必要な児童に対する保育の提供や保育の質の向上のため、県主催等の研修に積極的な参加をしていく。また、アレルギー対策について、園内で共通理解を深め適切に対応する。</p> <p>⑥ 私立保育園のマネジメント力、ノウハウ、柔軟性や運営コストなどを勘察し、「民間でできることは民間に委ねる」として一部の町立保育園について民営化を進めていく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 子育て支援事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業について中止したが、他の事業については、事業内容を変更するなど感染防止対策を講じて、実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、国の給付金にさらに町で上乗せをして支給している。</p> <p>② ファミリー・サポート・センター事業については、事業及び会員講習会の開催について広報紙やホームページで周知を行った。また、会員講習会については、令和4年9月6日から6日間開催し、こども課職員も講師として参加した。引き続き利用者が安心して子どもを預けられるよう会員の資質向上や会員の増加を図るための取り組みを行っていく。</p> <p>③ 児童虐待の啓発活動については、広報紙、ホームページ、デジタルサイネージへの掲載、のぼり旗の設置や就学時健診時に講話を行うなど計画どおりに実施している。また、令和4年4月1日に子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談・支援体制の強化を図った。今後、より専門性を高めるため職員の資質向上を図る。要保護児童対策地域協議会については、計画どおり開催し、情報共有を図るとともに支援を行った。</p> <p>④ ひとり親家庭については、広報紙やホームページで児童扶養手当等の事業の周知やひとり親家庭に対する支援制度のチラシを配布し案内を行っている。また、ハローワーク等と連携し就労相談会を実施した。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているひとり親家庭に対し、国の給付金にさらに町で上乗せをして支給している。</p>	

- ⑤ 保育園等については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で研修会が中止となる中で、オンラインで開催されたものについては、参加し資質向上に努めた。また、アレルギー対策については、毎月開催の献立会議の中で確認し、園内において共通認識を深めるとともに誤配膳などないように取り組んでいる。
- ⑥ 民営化については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により保護者説明会が遅れぎみとなり、保護者の理解が進まない状況で計画どおり進んでいない。しかし、アンケート調査を実施し、その結果では、賛成及び概ね賛成の回答が高くなっている。今後、保護者の理解を得られるよう資料作成や意見交換に取り組んでいく。

4. 最終レビュー

- ① 子育て支援事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業について中止したが、他の事業については、事業内容を変更するなど感染防止対策を講じて、概ね計画どおり実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、国の給付金にさらに町で上乗せをして支給した。
- ② ファミリー・サポート・センター事業については、事業及び会員講習会の開催について広報紙やホームページで周知を行った。また、会員講習会については、令和4年9月6日から6日間開催し、こども課職員も講師として会員の資質向上を図った。今後も利用者が安心して子どもを預けられるよう、会員の資質向上や会員の増加を図るための取り組みを行っていく。
- ③ 児童虐待の啓発活動については、広報紙、ホームページ、デジタルサイネージへの掲載、のぼり旗の設置や就学時健診時に講話を行うなど計画どおりに実施した。また、令和4年4月1日に子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談・支援体制の強化を図るとともに、各種研修会に参加し職員の資質向上を図った。また、要保護児童対策地域協議会については、計画どおり開催し、情報共有を図るとともに支援を行った。
- ④ ひとり親家庭については、広報紙やホームページで児童扶養手当等の事業の周知やひとり親家庭に対する支援制度のチラシを配布し案内を行った。また、ハローワーク等と連携し就労相談会を実施し、9人が参加、そのうち1人の就労につなげることができた。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているひとり親家庭に対し、国の給付金にさらに町で上乗せをして支給した。
- ⑤ 保育園等については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で研修会が中止となる中で、オンラインで開催されたものについては参加し、職員の資質向上に努めた。また、アレルギー対策については、毎月開催の献立会議の中で確認し、園内において共通認識を深めるとともに誤配膳などないように取り組んだ。
- ⑥ 民営化については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により保護者説明会が遅れぎみとなり、保護者の理解が進まない状況で計画どおり進められなかったが、保護者との意見交換や議会への説明を重ね、令和4年12月定例議会で条例改正の議決を得ることができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV2 子育て支援の充実	子ども家庭総合支援拠点事業
	子育て育児用品購入費等助成事業
VI1 就学前教育と保育の充実	北児童館管理運営事業
	東児童館管理運営事業
	西児童館管理運営事業
	南児童館管理運営事業
	学童保育学習サポート事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
生涯学習課	村田 浩二
1. 現状と課題	
<p>① 生涯学習については、ウィズコロナを考慮しつつ、学習意欲を高める幅広い分野の学習機会と学習情報の提供をしていくとともに、町民が自らの知識や技能を社会活動に生かせる取り組みや、各種団体・サークルの自主活動を支援する必要がある。また、図書館は指定管理者制度導入に向けた業務を進める必要がある。</p> <p>② 青少年健全育成については、家庭・学校・地域その他関係機関・団体相互の情報共有と連携を図り、子どもたちが安全で健やかに成長できる環境を整えるとともに、インターネットの適正利用について継続した周知啓発が必要である。また、放課後子ども教室については、ウィズコロナを考慮した、安全安心な活動の維持と長期的視野で事業を継続できる体制の強化が必要である。</p> <p>③ 人権教育については、全ての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会の提供をするとともに、人権教育啓発員と連携した地区別人権啓発事業では、コロナ禍で事業が止まってしまった地域があり、ウィズコロナを考慮しつつも事業を実施できるように積極的な助言・支援をし、町単位・地域単位での教育及び啓発活動を充実させていく必要がある。</p> <p>④ スポーツ振興については、町民誰もが安心して気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会を提供するために、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団や体育協会等と連携を図り進める必要がある。</p> <p>⑤ 文化振興については、町の歴史や文化等の再発見を目的とした、大泉かるたの周知・普及を図る必要がある。また、文化むらの管理運営については、工事・修繕等を計画的に行うとともに、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団と連携を図り、事務事業の検証や改善を提案しながら進めていく必要がある。</p> <p>⑥ 文化財保護については、埋蔵文化財の整理事業の継続実施と併せ、無形文化財及び民俗芸能等の保護を目的とした事業の開催等とおし、町民に対し各種文化財への保護意識の高揚に努める必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生涯学習については、子育て世代には子どもの発達に沿った子育てに関する講座、高齢者には学習意欲を高める講座など、町民の興味関心に沿った各種講座を実施していくとともに、町民の社会活動へ参加できる機会を充実させ、積極的参加を促す周知を行う。また、公民館は各種団体・サークルの自主活動を支援するとともに、図書館は指定管理者募集選定業務を行う。</p> <p>② 青少年健全育成については、現在の課題を大人が共有する学習機会を提供するとともに、引き続き関係機関・団体相互の情報共有と連携を図り、青少年健全育成活動を実施する。インターネットの適正利用については、正しい利用方法の更なる周知啓発を行う。また、放課後子ども教室については、ウィズコロナを考慮した安全安心な事業実施とともに、持続可能なスタッフ体制の強化を図る。</p> <p>③ 人権教育については、全ての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会の提供をはじめとした教育及び啓発活動を行う。また、地区別人権啓発事業を各地域で実施することができるよう、人権教育啓発員と連携をとりつつ、ウィズコロナを考慮した事業実施への積極的な助言・支援を行う。</p> <p>④ スポーツ振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団・体育協会・スポーツ推進委員等の各種団体と連携を図り、町民に安心してスポーツ・レクリエーション事業に参加してもらえるよう事業内容の見直しや改善等を実施し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の提供に取り組む。</p> <p>⑤ 文化振興については、町の再発見と健康増進を兼ねた「大泉歴史ウォーキング事業」を実施するとともに、「大泉かるた原画展」の開催や大泉かるた案内板の設置を行う。また、文化むらの施設修繕を実施し利用者の安全・安心とあわせ、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団が実施する文化振興事業の検証や改善の提案を行うことで、町民ニーズに合った満足度の高い事業を展開する。</p> <p>⑥ 文化財保護については、町指定文化財の保護及び埋蔵文化財の委託整理事業を継続実施し、成果品の展示公開を文化むら埋蔵文化財展示室で行う。また、「伝統芸能まつり」を開催することで、無形文化財及び民俗芸能等の保護を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生涯学習については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて家庭教育学級などの各種講座を実施している。公民館については、公民館利用サークル連絡協議会等の活動を支援している。図書館については、指定管理者を募集し応募があったことから、指定管理者選定審議会を開催した。</p> <p>② 青少年健全育成については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じてパトロール等の青少年健全育成活動を実施している。放課後子ども教室については、感染拡大防止のため一部中止としたが、感染防止対策を講じて町内4小学校区にて事業を実施している。</p>	

- ③ 人権教育については、町ぐるみ人権教育推進大会について企画し周知をしている。小中学校人権啓発作品展及び人権啓発冊子「笑顔のあすを」の制作は、実施に向けて準備を進めている。人権啓発地区別事業は、人権啓発委員と連携し、いくつかの地区で事業を実施している。
- ④ スポーツ振興については、スポーツレクリエーション祭の開催に向け事業内容を見直し準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の18歳以下の感染者が増加したことから、中止とした。町民体育祭は、町民体育祭検討委員会で協議を行った結果、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と参加者の安全を考慮し、中止とした。
- ⑤ 文化振興については、大泉歴史ウォーキング事業について企画し周知をしている。指定管理者導入施設である洋泉興業大泉町文化むらの管理運営状況等に係るモニタリングガイドラインに基づく評価を実施した。
- ⑥ 文化財保護については、仙石専光寺付近遺跡整理作業業務委託の中間報告に基づく確認を行うとともに、整理作業が完了した資料の一部を展示公開した。

4. 最終レビュー

- ① 生涯学習については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて家庭教育学級などの各種講座を実施した。公民館については、公民館利用サークル連絡協議会等の活動発表会を開催した。図書館については、指定管理者選定審議会にて候補者を決定し、12月議会で指定管理者が承認された。
- ② 青少年健全育成については、青少年健全育成運動推進会議参加団体において町内パトロールを実施した。インターネットの適正利用に関する講演会を実施した。また、放課後子ども教室については、ウィズコロナを考慮したうえで参加児童が満足する事業を実施するとともに、スタッフ体制の強化を図った。
- ③ 人権教育については、町ぐるみ人権教育推進大会を開催するとともに、啓発活動を実践する指導者を養成するための人権教育指導者養成講座を実施した。人権教育啓発員と連携した地区別人権啓発事業では、各地域で人権に関わる様々な問題をテーマとした学習会や交流活動を実施した。
- ④ スポーツ振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団と連携を図り、ブラジリアン柔術体験会を開催した。町民スポーツ・レクリエーション祭については新種目を取り入れ事業を実施する予定で準備を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の18歳以下の感染者が増加したことから中止した。
- ⑤ 文化振興については、大泉歴史ウォーキング事業を「華やかな功績・歴史を辿るコース」で実施するとともに、大泉かるた原画展の開催や大泉かるた案内板の設置を行うことで、町の文化財や歴史等の周知を図った。
- ⑥ 文化財保護については、仙石専光寺付近遺跡整理作業業務委託の中間報告に基づく確認を行うとともに、整理作業が完了した資料の一部を展示公開した。また、伝統芸能まつりを開催したことで地域に根付いた伝統芸能の保存伝承を図る機会とするとともに広く町民に周知を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	町ぐるみ人権教育事業
VI3 生涯学習の推進	各種生涯学習講座事業
	生涯学習関連講座事業
VI4 青少年育成の推進	青少年健全育成事業
	放課後子ども教室事業
VI5 スポーツ・芸術文化の振興	文化振興事業
	文化むら施設管理事業
	町民体育祭事業
	町民スポーツ・レクリエーション祭事業
VI6 文化財の保存と活用	伝統芸能祭事業
	埋蔵文化財整理事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
議会事務局	中繁 尚之

1. 現状と課題

- ① 議員任期2年目を迎えることから、議会改革に関する議論がより活発化することが予想される。
- ② 令和3年5月に「広報活動」「広聴活動」を所管する広報広聴常任委員会が発足し、活動も活発化している。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」の時代での、議会活動や委員会活動について内容や方法等について検討する必要がある。

2. 取組方針

- ① 先進地の情報収集を行い、本町議会の状況に即した取り組みがなされるよう、議長や委員長への助言や補佐を行う。
- ② 議会活動の情報発信が適切に行われるよう取り組む。
「議会報告会」の開催については、時期や方法等の検討、委員会のインターネットでの一部公開では、公開方法等について検討し、方向性が決定されれば実施に向けた取り組みを行う。
- ③ 「リモート会議」等を含め、ICTを活用した運営を検討するとともに、先進地の情報を収集し議員への資料提供等を行う。

3. 中間レビュー

- ① 議員からの課題提起に関し、近隣・先進地の情報を収集し議長・委員長への情報提供を行うとともに、必要な助言を行う。
個人情報保護制度の変革に伴い、議会の個人情報保護制度制定に向けた、資料提供・助言等に努めている。
- ② 議会活動の情報発信については、広報広聴常任委員会を中心に取り組み、新たに動画配信を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面型の「議会報告会」の実施は見送っているが、収束後の開催等について検討を行っている。
- ③ 委員会の「リモート開催」を可能とする「大泉町議会委員会条例」の改正に際し、必要な情報を収集し、情報提供・助言等を行った。

4. 最終レビュー

- ① 議員からの課題提起に際しては、情報の収集、提供を行い助言をすることができた。
個人情報保護制度では、資料収集等を行うとともに議員へ資料提供を行い、令和4年12月定例会で「大泉町議会の個人情報の保護に関する条例」が制定された。
- ② 議会活動の情報発信では、議会だよりの発行や2回の動画配信を行った。また、3回目の動画配信に向けて広報広聴常任委員会で協議を行っている。
議会報告会については、新型コロナウイルスの影響により開催できなかったが、収束後の対面やオンラインでの開催に向けて引き続き検討する。
- ③ 令和4年6月定例会で「大泉町議会委員会条例」の一部を改正し、委員会の「リモート開催」が可能となった。
感染症のまん延や自然災害などの特例的、緊急避難的要件において開催されるため、実際には開催されていないが、機器の設定や会議の運営等について検討する。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
監査委員事務局	井上 千恵子

1. 現状と課題

- ① 監査事務については、地方自治法や地方公営企業法等に基づき、適正かつ有効な監査・検査・審査を行う必要がある。町の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、正確で経済的、効率的かつ効果的に行われているか、監査することが求められている。
- ② 町民から信頼され実効性のある監査を実施するため、独立性と専門性が必要であり、監査制度の充実強化を図ることが求められている。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、改善されているかどうかを継続して検証する必要がある。

2. 取組方針

- ① 監査基準に基づいた監査等を実施するため、監査計画及び監査実施計画を作成し、監査等を効率的かつ効果的に実施する。「財政援助団体等に対する監査」では、補助金等の交付目的及び対象経費の内容を明確にし、事業の公益性、効果性、必要性について検証していく。
- ② 監査委員及び事務局職員が研修等へ積極的に参加することで、知識の習得による専門性を高め、監査制度の充実強化を図る。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、その後所管課で改善されているかどうかを定期監査等で継続して検証する。

3. 中間レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画を策定し、定期監査、例月出納検査、決算審査及び健全化判断比率等審査を実施した。財政援助団体等の監査は12月と2月に予定している。
- ② 研修機関の主催する特別セミナーに監査委員が参加し、知識の習得を図ることができた。下半期も研修会等へ積極的に参加する。
- ③ 監査結果の指摘事項について、定期監査や決算審査等で、継続して検証を行い、改善されているかどうかを確認した。

4. 最終レビュー

- ① 監査計画や監査実施計画に基づき、適正な検査・審査・監査が実施できた。財政援助団体等では、大泉町スポーツ文化振興事業団(有料公園施設(運動施設))、大泉国際交流協会を監査し、目的に沿った事業が実施されていることを確認した。
- ② 下半期は、「町村監査委員全国研修会」に監査委員と共に出席し、知識の習得、資質の向上を図った。また、邑楽郡町村監査委員連絡協議会では、各町の監査等実施の状況について情報交換や意見交換を行い、監査手法やリスク認識を共有することで、監査制度の充実強化へと繋げた。
- ③ 定期監査等では、前回の指摘事項が改善されているか適宜確認を行った。改善されていない事項については、経過を確認のうえ、引き続き検証していく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和4年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
農業委員会事務局	岩瀬 隆久

1. 現状と課題

- ① 農業者の高齢化や後継者不足など、遊休農地の増加が懸念されることから、農地利用の最適化(遊休農地の発生防止や解消、担い手への集積・集約など)について、一層の推進が必要である。
- ② 農地利用の最適化の推進に資するため、農地情報公開システムの耕作者情報や利用権設定状況等を最新の情報に保持し、効果的な情報提供を行う必要がある。

2. 取組方針

- ① 農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査を実施し遊休農地の把握を行うとともに、所有者に対する意向調査等により遊休農地の再生利用を促す。また、意向調査の結果等を人・農地プランへ反映させ、将来の地域農業のあり方についての資料とする。
- ② 農地情報公開システムの登録を遅滞なく更新し、最新の情報を保持するとともに、全国農地ナビへの情報提供により、担い手の農地の集約や集積化を支援する。

3. 中間レビュー

- ① 農業者の年齢や後継者の有無を記入した地図を活用し、地域農業の将来の課題や今後の取り組みについての取りまとめを行った。下半期については、農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施やその後の戸別訪問等により農業者の将来の意向などの情報収集を行い、上半期に利用した地図に更に詳細な情報を記入し、遊休農地の発生防止や解消、農地の集約などの取組に生かすことで、農地利用の最適化を推進する。
- ② 農地台帳システムについては、利用権設定移動等のデータ更新を行うとともに、農地情報を公開することにより、担い手への農地の集積や農地の集約に努めてきた。下半期についても、引き続き、農地台帳システムのデータを最新の情報に保持し、全国農地ナビ等を活用した情報提供を行う。

4. 最終レビュー

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農業者への個別訪問や意見聴取を行い、将来の農地の集約や集積化、後継者の確保等について、地域の課題や取り組み方法の取りまとめを行った。また、農地利用状況調査の実施により遊休農地の発生状況や再生利用の把握を行うなど、農地利用の最適化に取り組んだ。
- ② 農地台帳システムについては、登録データの更新を行うとともに、担い手へ農地情報を提供することにより農地の集約や集積を支援することができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業